

## 近世農村奉公人の供給源(一) : 北九州の事例

秀村, 選三

<https://doi.org/10.15017/4362529>

---

出版情報 : 経済学研究. 27 (2), pp.77-119, 1961-06-25. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 近世農村奉公人の供給源 (一)

— 北九州の事例 —

秀村選三

- 一、はしがき
- 二、地域的考察
- 三、階層的考察(以上本号)
- 四、むすび

## 一、はしがき

近世農村において奉公人的雇用関係のもつ意味は軽視出来ないようである。領主法、村法、家法の上においても奉公人についての規制や配慮は屢々見出すところであり、当時の農村や農家生活・農業経営(一定規模以上の)において、奉公人の存在は一応の前提となっている。

もちろん奉公人と云つても、隷属度の濃い譜代下人や質物奉公

近世農村奉公人の供給源 (一)

人があり——これらは所謂雇用関係ではないが、雇用関係の源流として重要——、年季奉公人といえども種々の歴史的性格の差違がある。また日雇(季節雇も含めて)も初期から諸種の性格のものが存在していて、これも奉公人と共に考察すべきものである。

小稿では此等奉公人や日雇が如何なる地域、如何なる社会的階層より析出・供給せられてきたのであろうか。その供給源をさぐり、雇用史研究の資料に供したいと思うのである。

そのためには、個別的研究に基づき、夫々の様相を明らかにすることが必要であらうが、史料の制約上、一農村・一農家の比較的短期間の奉公人・日雇については或程度窺い得ても、近世を通じて考察し、歴史の動向を知ることが困難で、単なる一個別事例に終ることが多い。したがって、ここでは北九州の農村(特に筑前・筑後・豊前・肥前(鍋島領・対州領))のうちでも、とくにその平坦部の地帯について、農村構造上のささかの差違はあるにせよ、巨視的にはほぼ同じ類型に属すると考えられる農村・農家の史料により一応近世全期を通じて考察したいと思う。

これらの村落は、発展の速度に遅速はあるが、一般には標準的高持である本百姓と、このほか本百姓以下の零細な小高持(又は無高)の水呑層(小百姓)を以て構成される村落であり、本百姓の多くは屢々その下に名子を従えているが、名子制度の濃度は時

代を下るほど稀薄化しつつあった。即ち名子は近世全期を通じて、一面に於て本百姓の傍系親・譜代下人の分立、本百姓・水呑層からの顛落、又は他村よりの流入者に依つて再成されつつあったが、他面には不断に向上・上昇しつつ解放せられ、殊に中期以降は名子制度は殆んど意味をもたなくなつてをり（農業上の夫役も輕微、或は記録上殆んど見出し得ぬ程度）、名子の数も漸減の傾向を示し、幕末に至つては殆んど消滅し、或はたとえ「名子」と称せられる農民が存在してもその実態は水呑層に極めて近い内容をもつに至つていた。

かかる状況であるから、本百姓のうち、その上層部の手作経営における主要な労働力は、名子の夫役でなくして奉公人の雇用——恒常的には質奉公・年季奉公、臨時的には日雇（季節雇）——に依存していたのである。すなわち、本百姓のうち特に庄屋・大庄屋等の村役人層農民は、村役人給米を受けつつ貢租收取機構に寄生する高利貸資本として成長し、広汎に「質地」を取り、これを顛落に瀕せる本百姓或は多数の水呑に小作せしめており、更に農産物（米・辛子・榎実・生卵等々）取引の商人と問屋でもあった<sup>2)</sup>。かくの如く彼等の前期的資本と寄生地主の性格は否定出来ないにせよ、他面彼等は尚農業から遊離せず、二―四町の手作経営をなしていた。勿論それは名子主の大手作の系統を引くものも多く、未だ主穀経営の段階にあるけれども、広く商品・貨幣経済の波にさらされて変質しつつあり、殊に榎蠟板場・製茶場・製塩

業・石炭採掘業・運漕業等を兼営するものも現われていて、限界はあるにせよ、明治前期までの彼等の生産への積極的態度は無視し難いであらう。

これらについては未だ研究が不十分であり、殊に兼営せる作業場内部の雇用関係については具体的史料が不備なので後日の研究に俟つこととし、ここでは農業奉公人を中心として論を進めたいと思う。

右に述べた所は、同じ九州でも名子制度を長く存続せしめた山間部の停滞的村落や、郷土制度と門割制度に特徴づけられた「封建制の極北」——薩藩を頂点とする南九州諸藩領、或は木庭作と在郷給人——名子・被官・奴婢制を特徴とする対馬などと明かに區別し得る一類型をなし、恐らく屢々近世農村について一般的に説かれる構成に接近しており、したがつて小稿の考察するところは単に一北九州の地域以上にその類推は拡がり得ると考えられる。

以上は北九州農村の構造を型として敘述するため、一応の限定を加えたのであるが、かかる農村において奉公人が供給せられる地域的範囲と、析出せられる社会的階層を窺い、時代の動向と関連せしめつつ、その変化・発展の跡を追つてみよう。

注

(1) 簡単には「福岡県農地改革史」上巻、四〇五―四一〇頁参照。なお此の地域の名子制については拙稿、近世大名領国における夫役の諸形態（九州文化史研究記要第五号）六一―六

五頁、徳川期における農家の年中行事記録（喜多野清一・岡田謙編「家―その構造分析」所収）を参照。  
 (2)「福岡県農地改革史」上巻、四一〇―三頁参照。

## 二、地域的考察

### (1) 村内乃至近村（村切・触切）

封建社会における農民は土地へ緊縛され、自由な移動を禁止・制限されていたのであり、又農民の生活圏は事情により村を越えることがあるにせよ、一般的には村落を中心とし近村を限界としていたと思われる。されば農村奉公人の供給も村内乃至近村よりなされるものであろうことが予想されるが、その予想は史料の上でも一応実証されるのである。

第1表 鎌田家の質奉公人出身地

出身地		男	女
御床触	村浦村	3	1
	村浦村	1	1
	村浦村	1	4
	村浦村	2	1
	村浦村	1	1
	村浦村	2	1
	村浦村	1	1
	村浦村	2	2
	村浦村	1	1
	村浦村	1	1
郡内	潤	—	2
怡土郡	井三三多	—	1
	原坂雲久	1	—
御公領	□	—	1
	明	5	1
計		18	21

近世農村奉公人の供給源 (一)

近世初期の人身売券はその残存数が少ないので、あまり強いことは云えないが、数通の売券で見るところでは売主（人主）の居村は買主の近村である<sup>1)</sup>。また筑前国志摩郡御床村鎌田家の元祿十四年（一七〇一）より享保四年（一七一九）に至るまで約二十年間の質奉公人の出身地を表示すれば第1表のとおりで、ほとんど村内の近村・村内

第2表 筑後国生葉郡山北村（田代組内）における奉公人の出生地

	奉公人数	山北村	生葉郡田代組諸村	生葉郡外諸村	領内他郡	他	領
享保5 (1720)	39(3)	25	7(2)	2	0	5(1)	日田幕領4 小倉領1
享保14 (1729)	24(1)	18	0	2	1	3(1)	日田幕領2 小倉領1
延享5 (1748)	13(1)	11(1)	1	1	0	0	
宝暦3 (1753)	25(1)	19	3(1)	3	0	0	

〔備考〕各年「生葉郡山北村宗門御改人別帳」（河北家文書）に依り作成。  
 ( ) 内は左人数中の女奉公人数を示す。

第3表 嘉永5年豊前国田川郡金田手永における奉公人の出生地

	自村内	田川郡内 手永諸村	田川郡外 手永諸村	領内 他郡	領外 他(筑前)	不明	計
金田村 男女	16} 23 7}	6} 10 4}	15} 17 2}	2} 2 0}	0} 1 1}	0} 1 1}	39} 54 15}
金田手永 (13ヶ村計) 男女	77} 94 17}	22} 37 15}	24} 36 12}	3} 3 0}	0} 2 2}	0} 1 1}	126} 173 47}

〔備考〕「田川郡村々男女奉公人御改帳」13冊（六角家文書）に依り作成。  
金田村以外の12ヶ村も金田村の如く表示出来るが、一括して金田手永としての総計を出した。

近世農村奉公人の供給源 (一)

であることが分る。  
さらに宗門人別改帳によつて享保五・宝暦三年（一七二〇―五三）の筑後国生葉郡山北村の荒子<sup>あし</sup>及び嘉永五年（一八五二）の豊前国田川郡金田手永（十三ヶ村）の奉公人（年季）の出生地を調べると第2・3表の如くである。勿論これは史料の性質上出生地であつて厳密ではないが、村内出生の者が最も多く、組（手永）内、郡内の諸村がそれに次ぎ、それらも自村に近接する諸村であつたことが知られるのである。これによつても或程度の推測が出来るであらう。

第二十七卷 第二号 八〇

〔補説〕山北村の場合、他領より荒子として入村せる者あることと後述する所であるが、又他領より一家を引きつれ入村し、村内に居住し生活する者も屢々あり彼等は名子になる事も多かつた（各年の山北村増減控帳、河北家文書）。されば表中他領出生者の項にはかかる他領出生にして山北村に居住せる者も含まれる可能性があるわけである。

而して、奉公人の出奉公は村役人に届出を要し、事によつて他村への出奉公を停止することもあつた。例えば享保六年（一七二一）に右の山北村では、『去夏山汐洪水大変ニ付難儀之時節ニ候間當年出入奉公人御停止之由被仰付候』と見え、又肥後では他村へ奉公人を出す時は石高と人畜の釣合を村役人が調査すべきこと、人数少き時は奉公人を召返すべきことさえ述べている<sup>5)</sup>。領主の農民統制の一環として奉公人の出入は統制・制限せられていたのである。

かくて自村乃至近村を原則としたことは、筑前福岡藩においても享保三年（一七一八）冬に老年居や質奉公人を一郡限りにおいて召置くべきことを触れており、次の史料のように鞍手郡下原村の者が粕屋郡八田村へ無断で奉公に出たため処罰された例がある。すなわち

『一、下原村彦市娘、八田村百生甚内と申者老年居、下原庄屋へも不相断召置申候、去冬々郡々老年居・質奉公人共郡切ニ被仰

付候、右御触事不承付、不屈之由ニ而、下原村斗蔵ニ亥六月廿九日御入被成、七月六日出籠被仰付候』<sup>6)</sup>

第4表 安永6～文化10 (1777—1813) 筑前国井原村三苦家における奉公人の出身地

		出身村名	男	女	計			出身村名	男	女	計	
怡土郡井原触	怡土郡	井原村	16	8	24	怡土郡他触	}	上原村	4	1	12	
		高祖村	2	2	48			徳永村	1	0		
		末永村	2	7				飯氏村	0	1		
		川丸村	1	1				大雲村	1	0		
		西原村	0	1				三井田村	1	0		
	瑞梅寺村	4	5	井田村		1	2					
	中津領	怡土郡	山北村	1	1	}	志摩郡	}	波多江村	0	1	5
			山北村	0	2				潤村	1	0	
			山坂村	0	2				井原村	2	0	
			雷三坂村	9	1				岐志村	0	1	
蔵持村			1	0	不詳(無記載)				6	6	12	
飯原村	0	2	総計	56	48	104						

〔備考〕「米銭指引帳」(三苦家文書)に依り作成。

さらに文政四年(一八二二)には、  
『一、荒仕子・下女奉公人居合之儀ハ田畠仕向之根元ニ付、御定

近世農村奉公人の供給源(一)

之給銭ヲ以、其村切、触切速ニ居合、其上ニ而、他触ニ出替いたし、風俗宜敷奉公出精相勤可申候』<sup>7)</sup>

と達しており(触とは大庄屋管轄の区域を云う、他藩の組・手永にあたる)、筑前国怡土郡井原村の三苦家(大庄屋)における安永六年—文化十年(一七七七—一八一三)の奉公人百四人についてその出身村を見ても第4表のとおりであった。

又文化十一年・文政三年(一八一四・二〇)に右の井原触諸村において、夫々他村との間の出奉公人・入奉公人を表示すれば第5表の如くであり、触内の奉公最も多く、郡内の他触・他郡の順になっている。(史料の性質上各村落内部において撰取される奉公人数は不明。なお志摩郡・早良郡は夫々怡土郡の北部・東部に隣接する郡である)。

以上は質奉公人・年季奉公人について考察してきたのであるが、大体の傾向は窺えたと思う。同様の事例は枚挙に遑なき程で、肥後国合志郡南弘生村工藤家の作子については原田敏丸氏が良い例を挙げていられる<sup>8)</sup>。

次に季節雇(はんぎ、五月居り、秋居り)・日雇についても同様のことが云えるようである。前掲井原村三苦家において天保以降明治に至る季節雇・日雇はその出身地について史料がすべて記載していないので確実なことは云えないが、少くとも肩書に地名の書かれた者は天草、唐津領唐泊、鍋島領佐我町<sup>(寛)</sup>の者数名を除い

第5表 文化11年・文政3年における怡土郡  
井原触奉公人出入表

村名	出 奉 公 人			入 奉 公 人		
	触内諸 村へ	郡内諸 村へ	他郡(志 摩・早良 郡)へ	触内諸 村より	郡内諸 村より	他郡(志 摩・早良 郡)より
井原村 A B	2人 0	2人 1	1人 0	5人 12	0人 0	0人 1
高祖村 A B	4 2	2 2	2 2	0 2	0 1	0 0
末永村 A B	0 0	0 1	0 1	4 4	0 0	0 0
王丸村 A B	1 2	0 0	0 0	3 3	0 0	0 0
飯場村 A B	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
川原村 A B	1 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
西堂村 A B	4 5	1 2	0 0	2 1	0 0	0 0
瑞梅寺村 A B	3 5	0 1	1 0	1 0	1 0	0 0
山北村 A B	3 5	1 0	1 0	1 0	0 0	0 0
高上村 A B	1 1	0 0	0 0	1 2	0 0	0 0
雷山村 A B	0 4	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0
三坂村 A B	1 1	0 0	1 0	3 4	0 0	0 0
計 A B	20 26	7 7	6 3	20 28	1 1	0 1

〔備考〕文化11年・文政3年「怡土郡面役根帳」に依り作成。各村のAは文化11年、Bは文政3年の人数を夫々示す。  
武家奉公・寺院奉公は一応除外した。尚文政3年触内の出入数合計が合致しないが、原文のままとした。

ては、すべて近村の者であった。(記載なきものは恐らく村内の者ではあるまいか) 或は筑前国嘉麻郡綱分村有松家(大庄屋)に於ても慶応二年(一八六六)に雇用せる日雇の出身地を見るに第6表の如くであり、肥前島原の者を除きすべて村内乃至近村で

ある。以上窺った所から年雇・季節雇・日雇共に村内乃至近村へ原則とすることが知られるが、農民が居村に緊縛されず、他村へ奉公していることは注意してよい。

第6表 有松家の日雇

	出身村名	日雇		
		男	女	計
自村	網分村	11人	3人	14人
嘉麻郡内	赤坂村	6	4	10
	入水村	1	0	1
	有安村	1	0	1
	山下村	1	0	1
穂波郡	佐与村	0	1	1
	飯塚村	1	3	4
他領	片島村	0	1	1
	肥前島原	1 (他に推定1)	0	1 (2)
	不明	6	3	9

〔備考〕慶應2年「諸控水帳」(有松家文書)に依り作成。各人の雇用日数に長短あるは勿論である。他に年雇男3人、女3人あり。尚本表には大工・左官等々の職人の雇用は除外した。

(2) 領国内

農民の「土地への緊縛」は封建社会の本質的要素として説かれる所であるが、わが国近世においては、農民は直接的耕地や「高請地」或は居村に緊縛されたものではなく、領国内においては地理的・社会的・経済的事情に於いて相当自由に移動するに至っていた。<sup>10)</sup>ことに中期以降は百姓が相当遠隔地に年季奉公・日雇をしつつ転々とし、<sup>11)</sup>名子或は逃亡せる奉公人が領内の相当遠隔地に日雇として入込み、<sup>12)</sup>また島嶼から農村へ季節雇に来る慣行も出

近世農村奉公人の供給源 (一)

来ていた。<sup>13)</sup>後期には名子をはじめ貧農層より「暮佐」(生活難のため欠落する者が多く、<sup>14)</sup>それに照応するように各地に領内判外の日雇稼を点々と見出すのである。<sup>15)</sup>

したがって「土地への緊縛」はむしろ一大名領主の藩領域に拡大されていて、他領に出ることこそ最も厳禁されていたと見るべきである。

すなわち、初期には他領への人売・人質が禁止されているが、領内については必ずしも強い態度をもって禁止されてはいないようである。<sup>16)</sup>慶長十一年(一六〇六)福岡藩では「郡中之男女によらず他国へ売候儀停止之事」と令し、<sup>17)</sup>又対馬藩でも万治以降屢々他国への人売・人質を禁止しているが、<sup>18)</sup>それは対馬藩の飛地たる肥前国田代においても下令せられたのである。<sup>19)</sup>肥前鍋島領では承応元年(一六五二)十二月に「領中之者、他領に質二置儀可為停止事」<sup>20)</sup>とあり、同四年四月「定一、貞享、元祿、享保の「年行司掟」には同様の原則が貫いている。或は肥後細川藩では入部直後の寛永九年(一六三二)十二月に国中の庄屋に対し「他国へ人をうるましき事」<sup>23)</sup>と達し他領への人売・人質に対し厳罰をもって臨んだのであった。<sup>24)</sup>

第二十七卷 第二号 八三

さらに人売・人質にかぎらず他領への出奉公は後年まで禁止されたのである。古くは肥前唐津領において元和二年(一六一六)に奉公人を『他領に出事堅禁制之事』<sup>25)</sup>と見えており、福岡藩では享保十九・二十年(一七三四・五)に他領への出奉公を禁止し文政四年(一八二一)十二月にも同様に禁止している。小倉藩でも同様で明治初年においてさえ左の如く見えている。すなわち、

『男女其他領へ奉公指罷越候義差留候事』<sup>29)</sup>

『郡中之男女他領奉公弥以差留候事』<sup>30)</sup>

而してかかる他領奉公の禁止に相応じて佐賀藩の如きは他領の者を召抱うることを禁止したのであって、『他領之者と縁辺を組養子仕候儀、堅法度ニ申候、尤、他領之者を、下人に抱置候儀も可為停止事』<sup>31)</sup>と令しているのであつた。

### (3) 領国を超える人身売買・奉公

右にうかがつた禁令にもかかわらず、実際に於ては農民が他領・他領へ流入し奉公することは初期より屢々行われた所であつて、全国各地にその事例が見られるものである。当地方においても古くは人身売買の形態でなされたことは次の秀吉の朱印状を以てしても知ることが出来る。すなわち

『豊後之國之百姓其外上下不謂男女童、近年令売買筑後國ニ在之者之事、申付急度可返付候、殊去年以來買捕之人之事、猶以可為買損之旨堅可申付候、於難決者可為由事旨可申触候也

八月 二日

朱印(秀吉)

羽柴柳川侍從、羽柴久留米侍從

32)

そのほか、十六・七世紀に多数の日本人奴隸がポルトガル船に購われアジア諸國に売却せられたため、ポルトガル王は日本人奴隸取引禁止の勅令を出し、秀吉も耶蘇会に詰問、禁令を出し、耶蘇会は数度奴隸貿易業者破門令を發した程であつた。これらの奴隸は殆んど九州の者であつたと云われる。また細川氏が豊前より肥後へ国替の際にも、さきに(おそらく給人が)買取つていた他國者についての処置を命じている。これらを以てしても他國・他領へ売られた者はすこぶる多かつたとおもわれるのである。<sup>35)</sup> 前掲の他國・他領への人売・人質の禁令そのものが、逆に人売・人質の盛行を物語っているのではあるまいか。むしろ中世以来、近世初頭までは人勾引の形で相当遠隔地間の人身売買が特徴的であり(量的にはともかく)、藩権力の確立・領国体制の整備と共に他國・他領間の人身売買・出入奉公が禁止されたとおもわれる。

もっともその後の時代でも領國境の地域では他領との間に奉公

人の出入があったことは種々の例を挙げることが出来る。前掲筑後国生葉郡山北村は久留米藩東部の村落で幕領（豊後）と境を接し、又筑後川を距てて筑前にも近かった。されば承応三年（一六五四年）（一六五四—一六一）を窺う所では、豊後日田郡・玖須郡、筑前上座郡各村より来たる『一年切あらしこ』が毎年数名出入して、単なる例外的存在として無視することは出来ない。<sup>36)</sup> 又対馬領肥前国基肆・養父両郡もその領域が筑前・筑後及び肥前佐賀藩領に接していたわけであるが、此処でも延宝—貞享年間に『倒百姓』多く出で居村を脱落して長崎へ向う者少くなく、領内より他国へ日用取に出る者もその数を増しつつあり、他面他国よりの奉公人・日用取を『心次第』に雇用したが、天和元年（一六八一）には領中の飢百姓救済のため一時他国よりの日用取を雇うことを禁じたこともあった。併し貞享元年には再び許すに至っているのである。<sup>37)</sup> 或は筑前怡土郡・志摩郡の地方も、福岡藩領のほか幕領・対馬領・中津領等が錯綜していた地域であるが、福岡領に属する怡土郡井原村三苦家、志摩郡御床村鎌田家でも他領よりの奉公人の雇用が屢々である。福岡藩では享保十年（一七二五）三月

『百生共召仕候男女之内、御国境目之村々は様子次第隣国<sup>38)</sup>之者、年季を切召仕可申事』

近世農村奉公人の供給源 (一)

『百生とも召仕候男女之内、御境目等之村々は様子次第隣国<sup>38)</sup>之者老ヶ年切に召仕候儀は格別、夫ともに宗旨并其者之親類等相改候て召仕可申候、年季を切召仕候は、其趣願出可申事』<sup>39)</sup>と達したのであった。

#### 〔4〕雇用圏の拡大

けれども単にかかる領国境の地域のみでなく、広く封建的領国の枠を超えて雇用関係は進みつつあったと思われる。殊に享保の飢饉<sup>40)</sup>はそれを推進せしむる大きな契機であった。封建社会における低生産性と不断の収取の重圧は飢饉・悪疫の流行に逢うや忽ちに悲惨な結果を招き、遂には労働力の枯渇を惹起し、ために他領農民を誘致せざるを得なくなるのである。福岡藩を例にとると、享保十七年（一七三二）損毛四十二万石余に及び、<sup>41)</sup> 実に『在郷大変』『四民困窮』し、ために藩は穀留、酒造米の過半削減、諸種の「上納御容赦」を令し、<sup>42)</sup> 種粃・御救米を貸渡するなど諸種の対策をとったが、しかも餓死者多く、<sup>43)</sup> 荒地の増加、<sup>44)</sup> 労働力の疲弊・枯渇を惹起したと推察されるのである。されば労働力の不足も諸種の史料に窺われ、此の時期には『当作手に不及、荒田地之分、町人或は浦人等より内作可致と存候者は、可申出候事』<sup>45)</sup> とか『耕作人不足に付』捨子養育仕組をはじめるとか、<sup>46)</sup> 『飢饉以後人不足

に付田作手に不及と成来り候<sup>47)</sup>等の文言を屢々見るのである。ために奉公人労働力も不足を告げたらしく『村中荒仕子も不足仕、迷惑仕居申候』<sup>48)</sup>とあり、奉公人給米が高騰したのであろう。享保十九・二十年には荒仕子・下女の公定給分を申付け、食物も麩食を用いよと命じたが、必ずしも守られなかったことは元文元年(一七三六)九月『奉公人給米・日用賃之儀、相<sup>49)</sup>り不申趣に候、以後相<sup>50)</sup>り候様達之事』とあるでも分る。又他領へ男女共奉公することを禁じ、一方他領よりは奉公人を誘致せしめたのであつて、藩の法令でも他国よりの入百姓・入奉公を明かに認めるに至つていたのである。すなわち元文四年には、

『村々へ他国者、入百姓・下人、日雇に召仕候は、宗旨相改、村帳面に相加候様達之事』<sup>52)</sup>

『村々に他国者入百姓、二相成候、其村弥以組頭願出相濟早速村帳面ニ加へ、且那寺相極村判ニ加可申候、当分日雇召仕候儀勝手次第第二候、奉公人ニ致候儀も可願出候、詮儀之上可申付候事』<sup>53)</sup>

と下令するに至っている。又筑前地方に伝わる「農業横座案内」の著書は、安永六年(一七七七)に享保飢饉當時を懐想して、

『昔享保十七壬子ノ凶年ニ當ツテ親父殿ハ六拾參歳、我等ハ拾

八歳の時節……世間ノ人三歩通餓死致シ、世上人心打替り言語道断ノ世ノ中ト成り行キ……荒仕子下女無之、長門・周防・豊後ノ国々へ罷越シ人ヲ雇ヒ耕作余計致候』<sup>54)</sup>

と述べている状態であつた。

しかも此の状況は、単に飢饉に基く一時期の傾向にとどまることなく、此の頃を劃期とする貨幣経済の社会的浸潤、交通の発達、農村に於ける階層分化の漸進に伴い、従来の狭隘な雇用圏を打破して行く傾向が現われていたと考えられる。例えば幕領日田における掛屋千原家(製油・製紙・酒造等兼営)の寛延―寛政年代における奉公人はその三三%が他国の者であり、それも領境近村でなく遠隔地のものであつた。<sup>55)</sup>佐賀藩でさえ前述の如く他領の者を下人に抱置くことを禁止しつつも附則として、左の文言を加え、

『附、他領之者召抱候ハ、不叶謂有之時ハ、年行司に申届、請役所に相達令吟味候上、我等可承事』<sup>56)</sup>

と讓歩するに至っている。或は福岡藩では明和元年(一七六四)五月長崎へ出稼・商売の者は往来切手持参にて罷越すことを令<sup>57)</sup>し、同九年浦方に対し、

『他国に男女共ニ致奉公儀、不相願罷越候節も、大庄屋・庄屋

・与頭共ニ重キ越度可申付事<sup>58)</sup>』

とあり、他国奉公は衆知の事実となりつつあったと思われる。そしてそれはまた全国的傾向であつたらう。安永六年（一七七七）に幕府は他国奉公の制限を令したが、特に都市への集中は著しく、九州でも長崎には九州各地の者が多数流入しており、日雇として働く者も少くなつたのである。<sup>60)</sup>

北九州でもかかる他国より流入せる日雇は漸増していたであらう。福岡藩において延享元年（一七四四）十月に

『他国者御国え入込日雇稼之儀、停止被仰付候条、村々右体之者差戻可申候事<sup>61)</sup>』

とあるのも、むしろ他国出身の日雇の増加を推察し得るし、また隸属度の薄い日雇は藩としても統制し難いので、かかる禁令を出したと思われる。他国よりの年季奉公は禁止していない。<sup>62)</sup>

〔5〕旅日雇の供給地

当地方においては安永ことに文化以降になると各地に於て「旅日雇」なる者の存在を見出すのであつて、領内判外の者（缺落者）のほか、他国より流入せる者が多く——殊に天草・島原・大村領等——、日雇稼をなしており、従来の自村乃至近村の狭隘な雇用圏を超え、ことに彼等の土地からの遊離性は無視することが

近世農村奉公人の供給源 (一)

第7表 筑前井原触における旅日雇

出身地	文化15年	文政4年
筑前怡土郡(中津領)	2人	4人
筑後(柳河領)	0	2
肥前島原領	28	29
肥前五島領(島原)	0	6
肥前大村領 (島原ヲ含ム)	4	11
肥前唐津領	2	7
肥後	2	9
豊前	4	5
豊後	8	6
長門	2	0
周防	7	7
計	59	86

〔備考〕 各年「怡土郡井原触村々旅日雇之者書上帳」に依り作成。同史料は家族を含めて書上げられ、若干幼年者を含むがその数は少い。

できない。たとえば筑前怡土郡井原触においては、旅日雇が文化十五年（一八一八）五九人、文政二年（一八一九）七四人、同三十七九人、同四年八六人と累年漸増の傾向を辿っているが、文化十五年と文政四年における彼等の出身地は第7表の如く表示出来るのであつて、島原の者多きことは注意すべきであらう。彼等の入村は寛政—文化年代で、中には既に二十数年前より入村せる者もあつた。彼等は村内に借宅して日雇として働き「人品宜、農業用達致シ、寺往来所持罷在憶成者<sup>63)</sup>」で、一ヶ年切に「提札」を渡

し、「冥加銀」を呈出せしめた。彼等の中には雇用先を転々と変えて各地に働く者があり、それらは月初にその滞留の所に於いて冥加銀を納めたのであった。<sup>64)</sup>或は村内に於いて小作を兼ねる者もあった。<sup>65)</sup>

かかる事例は当地方にはきわめて多く、なお若干例示すれば、筑前御笠郡乙金村では天保十三年(一八四二)に山伐のため天草・島原の者が雇われていたし、筑前宗像郡本木村では文政年代に肥前(島原領)周防(玖珂郡)豊後(国東郡)肥後(井手郡・天草井手組か?)などより旅日雇が入込んで提札を渡され村内に日雇として召仕われたのである。数年或は十年前より家族を連れて入り込み、村内に「小家」を借りて入るものもあり、また櫛、ちぎりのため怡土郡↓早良郡↓裏粕屋郡建内村↓本木村へと転々としてきた男三人・女一人の季節雇のグループもあったのである。<sup>67)</sup>

筑前遠賀郡修多羅郷でも天保年代旅日雇多く、その出身地は筑後(上津間郡)・豊前(中津郡・上毛郡)・豊後(国東郡)・肥前(島原領)・肥後(天草郡)・安芸(安芸郡)・山形郡)等であつて、いずれも数年前より入込み、多くは家族を伴い『小家』<sup>68)</sup>など借りて所々に稼ぎ、単なる季節的出稼でないこと明かである。

また遠賀郡桶橋村にも肥後(天草)・豊前(田川郡)・豊後(速見郡)・石見(那賀郡)・筑前(秋月領)等々より旅日雇が入込ん

でいた。<sup>69)</sup>これら遠賀郡では石炭採掘の「掘子」としても働いたのであるが、嘉麻郡鯉田村でも『同所辺へ、専焚石等掘候者多、旅日雇之者共兼而入込居候』という状態であった。したがって百姓の中にも旅日雇相手に店商いをし高利を貪る者があつたため『旅日用并遊民共式拾人程打寄り』村役人に訴えようとする事件まで起きていた。<sup>70)</sup>或は豊前田川郡添田手永においても領内中津郡・上毛郡・築城郡のほか、豊後中津領・幕領日田・肥前島原の者入込み、「農業採」、「櫛実ちぎり採」に雇用せられていたのであるが、彼等の中に『生国罷出所々日雇採仕、去秋以来御当国上真崎村市太郎・同安宅村伝右衛門と申者方に折々出入』して働くところ云う状態で、中には『帳外ニ相成候』者もあつたのである。<sup>71)</sup>そのほか此の種の事例は多いのであるが、当地方に於て他村よりの流入者が名子となること屢々あつたに拘らず、<sup>72)</sup>旅日雇にはかかる農民間の隸属関係は認められない。

これらの諸事例からも旅日雇の出身地として、特に肥前島原藩領或は大村領・肥後天草(幕領)が顕著な地位を占め、右の地域の農民の離村・出稼の盛況を見るのであるが、各地の史料にも同地方より流入せる者を見出すこと屢々である。<sup>73)</sup>(都市における日雇

にも同様のことが云える<sup>74)</sup>。したがって此の地方の村落構造を窺い、その離村・出稼の様相をも次節において明らかにしたいともう。

### 注

- (1) 拙稿、近世北九州農村における質奉公人(宮本又次編「農村構造の史的分析」所収)。
- (2) 当地方では奉公人を荒子(荒使子・荒仕子)という。その意味は広く、譜代下人や質物奉公人(所謂「質之荒子」)・年季奉公人・日割り奉公人をも含んでいる。
- (3) 一例を挙げると筑前国怡土郡松末村(幕領)では「一、他所奉公之儀兼而法度申渡置候通可相守、惣而男女共ニ奉公ニ出候者ハ庄屋元へ何方ニ参候と申訳可相届、村役人ハ毎春人別相改委細ニ可申出候(下略)」(「吉井家文書、年々御読聞セ御ケ条」とある)。
- (4) 生葉郡山北村御用覚(享保五年ヨリ同八年)〔河北家文書〕。
- (5) 庄屋覚悟(日本農民史料聚粹第二巻所収)、五五九・五六〇頁。
- (6) 享保・元文年間大庄屋在役日記(横大路家文書) 享保四年度。
- (7) 文政四年申達ル覚(三苦家文書、九大玉泉館架蔵)。
- (8) 肥後藩農村に於ける労働力の構成(宮本又次編、前掲書所収) 七二、七三頁参照。
- (9) 天保九年米銭指引帳、慶応四年及明治二年の女勤休日雇帳、明治五年下人勤休日雇帳(三苦家文書)。
- (10) 関山直太郎、近世農民と土地緊縛の問題(経済理論第三号)。もつとも給人の給知支配の届いたところでは給知への緊縛度が強い(たとえば熊本藩)。拙稿、近世前期肥後における上方抱下シ者(九州文化史研究所紀要第八・九号)一三七頁。
- (11) 次節一〇七頁参照。
- (12) たとえば名子については福岡県農地改革史上巻、四九〇頁引用史料参照。逃亡奉公人については怡土郡井原村三苦家において「亦十、当年貴家江奉公仕居申候処、不埒筋御座候而、去ル五月廿四日出、奔仕申候、右之者其後那賀郡之内ニ而足ヲ留メ日雇ニ而も居付候之由云々」と見ゆ(三苦家文書、断簡、九大法制史研究室所蔵)。
- (13) 横大路家文書、大庄屋在役日記享保四年に「大島ハ稱こき下女相雇」と見え、宗像郡大島より郡内諸村への季節雇慣行が相当以前からあつたことが分る。野間吉夫、筑前田島の女中市(民間伝承第二十巻二号)参照。
- (14) たとえば遠賀郡修多羅触各村の人払帳(楠野泉文書、九州文化史研究所所蔵)参照。その他各地に見る。
- (15) たとえば怡土郡井原触において旅日雇と共に領内の直方判外・竹村判外・穂波判外の日雇稼を見る(年代不詳、御国判外

并ニ旅人当時滞在切符渡帳、三苦家文書)。

(16) 此の地域の諸藩では少くとも初期には人身売買一般を禁じた法令はないようである。もっとも細川藩では寛永九年七月の「定」に『人売買停止事』とあるが(公義并御自分法度、北岡文庫所蔵)、他の史料と照合したときその禁制の強さは疑わしい。また佐賀藩では寛永五年霜月に法度として『不依男女他方に人を売候事』(全禎様御代御壁書、諫早家文書、全禎は諫早家二代であるが此の史料は佐賀藩全般へ達せられたものである)とあるが、此の場合の「他方」の意味を如何に解釈すべきか(一般的に他者の意か、或は他領の意か)問題である。その後承応までは同様であるが、貞享元年年行司御掟写(鍋島家内庫所々蔵)になると『領中之者不依男女、人を売候儀堅法度申付事』となる。この前条には『領中之者不依男女、他領に質ニ置聞舖事』とあるから、人身売買を全般的に禁じたものと思われる。

(17) 大日本史料、十二篇之四、一九六頁。なお慶長十二年六月「掟博多御制札」には『郡中之者、男女によらず他国へ売候儀停止之事』とあり(長政公御代御書出令条、三奈木黒田家文書)。

(18) 制札留、古帳(万治元—寛文十二)〔宗家文書、九州文化史研究所写本〕

(19) 正徳四年「対馬国肥前国之内領分村々浦々建置候高札写」に

は元禄十六年に『一、領内男女他領に売放又ハ質ニ置べからざる事』とあり。

(20) 承応元年十二月廿二日、無題法令集(諫早家文書)。

(21) 承応四年卯月十六日、同右

(22) 鍋島家内庫所々蔵。

(23) 馬場文書。(中村吉治著、近世初期農政史研究、二四頁所引)。

(24) 前掲拙稿、上方抱下シ者、一三八頁参照。

(25) 寺沢志摩守様村清御定書并家老熊沢三郎右衛門殿覚書之写(唐津市佐志、岸田家文書)。

(26) 福岡県史資料第四輯(以下、資料と略す)三〇八・三一五頁。もっとも此の年度は享保の飢饉後領内の労働力を確保するために苦慮した時代で、隣国相互間に労働力の引抜きが行われていることを注意しなければならない。改めて領国の封鎖性を確認したものである。柳河藩でも享保廿年八月に『日用として御境目之他領に相忍罷出候者有之由、不届ニ候』とある(資料第六輯、三九〇頁)。

(27) 『他国他領に人柄出入奉公、其外田島売買・下作付・米銭借用等之儀ハ重キ御法度ニ候』(文政四年十二月申達ル覚、三苦家文書)。

(28) 寛政三年「条目」、天保十四年「触書」等(資料第四輯)。

(29) 小倉藩法度書(九州文化史研究所写本)。

(30) 京都郡建言(同右)。

(31) 承応四年「定」(謙早家文書)。貞享・元禄・享保の各「年行司御掟」にも同文言あり。久留米藩では正保三年『百姓男女によらず他領え不罷出様堅可申付事』(資料第五輯、四三九頁)に對し承応四年「下として他国者召置候は、其者は不及申、一村之もの曲事に可申付事」(同、四五八頁)とある。

(32) 立花家文書(資料第四輯、一九一頁)。

(33) 岡本良知著、十六世紀日歐交通史の研究、第三篇第四章日本人奴隸輸出問題。

(34) 「一、他国之者を直ニ買候可召連事。

一、他国之者成共、一応百姓買置給人へ売候分ハ身之代を返し其所に可留置事」(公義并御自分御法度、北岡文庫)。(35) 西国諸藩では初期から上方抱下シ者が流入していることも注意(農村奉公人ではなく主に武家奉公人であるが)。前掲拙稿、上方抱下シ者参照。

(36) 承応三年—万治三年「生葉郡山北村五才以上人数御改之御帳」、万治四年「生葉郡山北村五才以上人数御改帳」(河北家文書)。

(37) 基肆養父実記(日本農民史料聚粹第六卷所収)。

(38) 郡役所記録(資料第四輯、二八三頁)。

(39) 同右、二八四頁。

(40) 享保の飢饉については簡單には、西村・吉川編、日本凶荒史

近世農村奉公人の供給源 (一)

考、三九〇—四七四頁参照。福岡藩について簡單には資料第二輯、二四六—九頁・石城志、二一四—八頁参照。

(41) 黒田新統家譜二十四(資料第八輯)、二九五頁。

(42) 郡役所記録(同右書第四輯)享保十七・八年の項。

(43) 福岡藩領の餓死者実数は不明。(福岡県史資料叢書第一輯一二頁には、福岡年表に依拠して筑前十余万人死すとあり、鞍手郡誌三二六—七頁には太田南畝「一語一言」により筑前内凡三十六万七千八百余口のうち九万六千七百二十口疫餓死とあるもその信頼度不明)。但し志摩郡のみは人数一万八千六百十四人の内三千八百人が十七年冬より翌年春夏にかけて飢死していることが明かである(同叢書第十輯、二二—三頁)、又鞍手郡頓野村では七百人の人口中十八年八月宗旨改まで死人帳前百一人である(鞍手郡誌、二二二頁)。秋月藩については県史資料第二輯、三一六—七頁参照。飢饉の被害は過大評価され易いので注意を要するが(他藩領の飢死者数も信頼度不明なるもの多し)、小倉藩領では四万三千二百余の死亡者を出したことが「開善寺享保印塔之由来」に依り明かであるから(前掲、凶荒史考、四五四—四七〇頁)、福岡藩でもその被害は大きかったと思われる。『斃牛馬四千六百六拾五疋』(資料第八輯、二九六頁)だけでも大問題を惹起するであろう。(44) 郡役所記録、享保十九年正月廿一日(資料第四輯、三五〇頁)。

- (45) 同右、同十八年二月十五日(同右、二九七頁)。  
 (46) 同右、元文元年五月廿三日(同右、三二〇頁)。  
 (47) 元文二巳年御書出(田法雑話所収、近世地方経済史料第一卷、二七四頁)。  
 (48) 享保二十年井原村茂八質入状断簡(三苦家文書)。  
 (49) 郡役所記録(資料第四輯、三〇八・三一・三一五—一七頁)。又、『質荒仕子下女近來元米之内、捨米有之と相聞候』(享保二十年)とあるのにも奉公人に対する優遇——奉公人の地位の向上を窺える。  
 (50) 郡役所記録(資料第四輯、三二三頁)。  
 (51) 郡役所記録(資料第四輯、三〇八・三一五頁)。  
 (52) 郡役所記録(資料第四輯、三四六頁)。  
 (53) 宝暦四年郡方御法書(三苦家文書)。  
 (54) 農業構座案内(日本農民史料聚粹第九卷に所収)。なお博多の町では元文二年に『去子年凶年以來日雇取払底に付旅日雇入込ノ仕組相立て』た(博多津要録十一)。  
 (55) 遠藤正男、近世の町方奉公人と賃労働(遠藤著、九州経済史研究所収、特に一〇八—一一頁の表を参照)。  
 (56) 年行司御掟(佐賀県武雄町石井家文書)。年代不明であるが(延享四年五月写)享保より後代のものと推定される。享保十三年年行司掟までは一貫して此の附則はない。  
 (57) 郡役所記録(資料第四輯、四三七頁)、御法令下(三苦家文書)。  
 (58) 箱崎清大庄屋記録(九大法制史研究室蔵)、清大庄屋勤方心得之事。  
 (59) 徳川禁令考、五帙、二八一頁。  
 (60) 寛文六年より慶応に至る長崎の「犯科帳」によれば、長崎市中における犯罪者には九州各地より流入せる者が多数含まれている。その中には無宿—日雇も少くない。他國者が罪を犯し易い事情も考えられ、史料が一面的であるかも知れぬが、無視は出来ない。  
 (61) 郡役所記録(資料第四輯、三八三頁)。  
 (62) 領主からは日雇は好ましくないものであった。享保二十年には『一、惣て田畠に本付申候者に候は、格別に候、左も無之遊民同前之者は猶更奉公可仕候。日雇にて、渡世仕申間敷候事』とある(伊東尾四郎、福岡藩の奉公人関係法令、経済史研究第十二巻五号)。  
 (63) 文政十一年二月旅日雇書上ニ付触一通(三苦家文書)。なお、『文政元年、達之写』(楠野家文書、九州文化史研究所蔵)には『村々に入込候旅人、旅日雇共ニ改方之儀、兼而庄屋・組頭請書物之通相心得、入念改メ雇置可申候、作法ニ違出所不慥者を村所ニ指置、日雇同然召仕申間敷候事』とあり。  
 (64) 『：其者先々先ニ所を替、爰かしこニ相稼候節、其滞留之所ニ而月初ニ必右冥加銀受取、其村役ノ上納書付渡置、本滞

在江罷帰候節ハ右上物済書付ヲ以払相立候様可被取斗候事。  
但提札ハ一ヶ年切之書込ニ而相渡置、年々人別之出入調子  
方嚴重可取斗候事』(辰四月、旅人并御国民取締方定書、三  
苦家文書)。なお旅人の多くは旅日雇であったことを立証す  
る史料は多い(一例、文化十四年三坂村旅人書上帳の旅人は  
すべて旅日雇である)。

(65) たとえば井原村三苦家の文政四年巳冬下作附米取立帳に『筑  
後日雇・下作与吉』とあるが如きである。また文化十二年十  
二月井原村では『旅人帳ニ書上置申候者共、家借宅仕、拾三  
軒ニ而下、仕分』として田五町貳反六畝、畠壹町七反程あり、  
一戸平均田四反・畠一反三畝になる(文化十二年井原村抱田  
畠惣畝数浮地并請持主有之分現作仕得不申分、其外御山坪数  
田方水掛り農事共書上帳)。もっとも文化年代天災續き倒百  
姓が出ており浮地も出ているから、流入せる旅日雇が小作す  
ることは容易であったと思われる。

(66) 日本林制史資料、福岡藩三〇五―九頁。

(67) 文政四年三月怪我溺総旅人病死御届口上書扱(中村家文書)。  
史料の性質上、死傷者のみ記事が載るわけで、一般には多数  
の旅日雇が入込んでいたとおもわれる。

(68) 天保九年より十五年に至る「諸注進控」、「諸御願書控」等々  
(楠野家文書)。

(69) 楠橋村田代家文書(能美安男氏の御厚意により見るを得た)。

近世農村奉公人の供給源 (一)

厚く感謝の意を表する)。史料がわりに豊富なので他の機会  
に考察したい。

(70) 浦清御用頭付(三奈木黒田家文書) 文化十年四月廿九日の  
条。

(71) 天保六年「日田御領中摩村長次郎一件御調子口上書演説書」、  
元治元年「諸注進諸願演説口上書届書控」(添田町中村家文  
書)。

(72) 日本民事慣例類集一〇七頁、筑前国各藩田制貢租調査八七頁。  
或は筑後山北村各年の増減控帳、明治二年他村より引越縁付  
参候者書上帳等(河北家文書)。

(73) 筑前・豊前での事例のほか、肥前名護屋組では、島原領・  
大村領・御料長崎より(このほか筑前・筑後・豊後より)、『農業  
手伝日雇拵』が入込んだ(名護屋組文書、幕末の御用記録・  
万覚帳等、九州文化史研究所蔵)。肥後では六月に草取・施  
肥の季節雇として「天草より賃取数百人入り来たる」ことが指  
摘されている(肥後耕作聞書、日本農民史料聚粹第六卷、一  
二七頁)。薩摩藩でも嘉永六年菱刈・真幸地方へ『為作職、天  
草者雇入』の家内数一二九(人数五三三人)となっている(菱  
刈並真幸表ニ出稼差越候天草者取調帳。そのほか元治元年万  
留にも同地方へ天草農民を入れんとする藩の意図が窺える。  
原口虎雄氏の御教示に依る)。

(74) たとえば博多下堅町の明治初年の戸籍帳に相当数の「日雇渡

世」の者あり、多くは肥前高来郡（島原）の者である（福岡市遠藤家文書）。

### 三、階層的考察

奉公人は農民のいかなる階層より析出・供給されたのであろうか。此の問題については近世における当地方の村落構造と農民の諸階層、乃至その変動（所謂農民層の分解がどの程度に進んでいるか）を取り扱わねばならないが、それ自体が史料に基く相当の研究を必要とするので、ここではさしあたり必要な限りを考慮するとゞめ論を進めることとする。

さて近世前・中期の北九州農村では一方に相当規模の土地を所持する「百姓」と並んで、他方には零細な土地所持者1)「小百姓」や、土地を所持しないところの「高不持」が多数存在したことが明らかであり、また名子の広汎な存在を知るのである。ことに名子は親方百姓に生活全般の庇護を受け、その恩恵に対し「一月数次の日を定め永代主家に至り力役する」者であった。かかる小百姓や「高不持」或は名子はいづれも本家2)親方層農民に従属したのであって、此等本家3)親方層（有力な家の分家も加わる）たる百姓が村落を第一次的に構成するメムバーであった。

併しながら、中期以降ことに後期にはかかる秩序は漸次変質・解体してゆく。きわめて未熟ながら農民層の分解——その性格が重要であるが——は始まっていたとおもわれる。以下奉公人の供

給源を名子層・貧農層ことに小作人或は皮多について窺い、さらに土地を遊離4)、つ、ある民衆についてうかがってゆくこととする。

#### 〔1〕名子

名子は本百姓に隷属せる農民、親方百姓に庇護せられた子方として、広く当地方に存在し、時代を溯る程その濃度は濃いのであるが、一般に名子主は自家の名子の子弟より荒仕子を得たと云われ、主家の必要を充して後、主家の許可を得て他に奉公することが出来たと云う。併し近世初期については名子・荒子の広汎な存在を知り得てもその供給事情を明確にする史料には接しない。当時の名子制度の強さから見れば、本百姓5)名子主の手作経営は名子の夫役と名子の子弟よりする奉公人によって営まれていたのではあるまいか。近世中期以降の筑後山北村における各家、或は幕末筑前修多羅村楠野家の奉公人中には、その家に隷属する名子の子弟・傍系親、時には名子戸主自身さえ含まれているのを見出す。たとえば、享保五年（一七二〇）山北村の長百姓河北家の荒子四人のうち一人は自家の名子の子、二人は分家（西屋敷）の名子から得られたものであった（他の一人は不明）。楠野家でも名子の子が主家に年季奉公し、やがて名子の家を相続すると、後にその子が年季奉公に来る例あり、かかる関係はおそらく百姓と名子の「家と家の関係」から数代にわたり繰り返されてきたもの

であろう。併し後年に至ると、各地において年雇中に他家の名子の子弟を含み、又名子の子弟が村内の自家以外へ、又他村へ奉公に出ていること屢々である。たとえば享保五年前掲山北村の庄屋吉瀬家の荒子九人中四人は同家の名子（戸主・子弟）より得られたことが明かであるが（他の五名は不明）、一方同家の名子の中には近村の流川村・吉井町・若宮村に荒子として出奉公している者もあった。幕末期の筑前遠賀郡楠野家でもその奉公人には自家の名子の子女と共に他家の名子の子を含んでいる。かかる他家・他村への奉公は恐らく主家の許可を必要としたと思われるが、何よりも、当地方において一般に名子制度が解体しつつある経過の一環として理解されるべきであろう。既に享保年代名子が他所に日用取に出で、幕末には脱落者の中に多数の名子あることも身分的束縛を脱し各地に流入しつつある状態を推察出来るであろう。

## 〔2〕貧農層の恒常的存在（本百姓の顛落）

近世初期より小百姓や高不持が多数存在したことは前述のとおりであるが、本百姓といえども封建社会における低生産性と貢租の重圧の下には常に顛落の危機に曝されていた。近世初頭には多数の走者のあったことを知り、凶作・飢饉や年貢未進の際に牛馬を売り<sup>11)</sup>、その子弟を奉公人として放出せざるを得なかった。ことに此の時期には人身の売渡・質入の形態が多くなると人身の書入れ

も行われた<sup>12)</sup>。もちろん書入の場合は直ちに人身が引渡されるのではなく債務返済不能の時に引渡されるものであるが、人売・人質の行われた当時ではかかる書入も単なる空文ではなく、その存在の意味があった。かかる事情を通じて譜代下人になってゆく者があつたわけである。

次に筑後国生葉郡山北村（高千二百石）の場合をうかがつてみよう。同村では明暦三年（一六五七）に多数の「草臥百姓」出で彼等は自己自身及び妻子を質入し家門いへどらを売つて年貢の未進分を上納せんとした程であつた。しかも此等百姓数は十一人、その持高数は四百五十四石余で相当の規模の百姓でさえ顛落の危機に瀕したのである。既にそれ以前に「前々々倒百生」の高が百七拾五石余あり、事実承応三年（一六五四）に

『老人男 少九郎巳ノ十二月が当郡福久村年記之質ニ出申候

老人女 少九郎女房巳ノ十二月が当郡小坂村質ニ出申候』<sup>14)</sup>

と見える。少九郎は慶安元年（一六四八）には、高約十一石の百姓であつたが、明暦三年には山北村の百姓中に彼を見出さず、おそらく明暦三年の「前々々倒百姓」の中に含まれているのである。<sup>16)</sup>本百姓よりの顛落↓奉公人の事例を見出すのである。

その後同村は寛文十一年（一六七二）には全く困窮し、

『年々おいくりにて草臥、御年貢御未進御座候ニ付、御郡御奉行様・御代官様御判形を奉願、銀子借用其外他借を仕取統罷居申候へ共、当年ニ行詰、借銀借米利上迄も可仕手立無御座候、種作食をも持不申休ニ罷成、何も迷惑ニ及申候』

と云い、山北村の村高の約半分五百七拾九石〇〇百姓拾九人(各人の持高は拾八石乃至六拾三石)は顛落に瀕せる者であり、彼等の借銀は拾四貫四百八匁、借米五拾九俵に及ぶ状態であった。<sup>17)</sup>もちろん此等の百姓がすべて顛落したわけではないが、その一部(これとその内部の小百姓・名子等)は顛落し名子・荒子層となつたとおもわれる。

或は延宝―貞享年間(一六七三―一八七三)、肥前基肆・養父郡(対州領)では、

『御領分の百姓凡式千竈ありて田畑一步も不持百姓四百五十余竈あり、又畑持田屋敷或は屋敷畑を持て田を不持或は屋敷田を持て畑を不持百姓式百八十余竈あり、然に老入にて五拾石・百石或は百五拾石・式百石或は三百石・三百石余持、如此百姓の身上甚大小あり』<sup>18)</sup>『村々之田畠悉く富民の手に入、田畠を不持下作計り仕る百姓大分に成り、少宛田畠持候而も一家の人数相応に持たる者少候故、何事も仕難く候』<sup>19)</sup>という状態で、一方の極には大高持、他方の極に無高という形に分解しつつあった。したがって、

下作する者が多かったが、しかも年々多数の倒百姓や脱落者(走者)を出していた。その困窮の様相は当時の村役人をして、

『御領分は村々以前より次第に免相上り、其上打統数年田畠損毛仕、御年貢上納も難成時は各借銀を以上納仕候故、如斯困窮仕候、只今之御免相に而は以後迎も難統候、縦令豊年五年三年打統候とも困窮なき申間敷と奉存候』<sup>20)</sup>

と貢租の重課を指摘させていたのであって、為に農民の借米借銀する者多く、延宝六年(一六七八)の調査では、借銀千九拾五貫余・借米五千八百七拾俵余、銀米借り主千六百五人に及んでいるが、このうち銀七拾七貫余・米六拾八俵は『男女奉公仕借』とあり、『借銀之方に質奉公仕男女式百九十四人』(男百五十三人・女百四十一人)を数えた。代官賀島兵助はかかる百姓借銀米の整理を講じたので天和三年(一六八三)には大いに減じ、質奉公人も式百式拾式人を六ヶ年の間に『身請』したが、なお残るもの七拾式人(男三十九人・女三十三人)であつたと云う。<sup>21)</sup>また延宝七年(一六七九・八〇)の洪水・凶作・飢饉のためであろう他国へ日用取に出る者も多かったため、貞享元年(一六八四)十一月には他国の者を日用に雇うことを禁じ、領中の飢百姓を雇うように命じたのである。<sup>22)</sup>すでに近世前期に広汎な貧農層が存在し小作奉公人・日雇の供給源をなしていたのである。

以上は近世前期について窺ったのであるが、かかる貧農層が広汎・濃厚に存在していたことは、中期以降各地に多数の史料を見出す。夫々挙げるには煩わしいので一、二の例を示すにとどめる。宝永―享保初年に至る筑前志摩郡御床村の鎌田家に対する土地の質入は極めて多数に上り、しかも年期来るも請返し出来ず「置上げ」とて、質取主より更に若干の米銀を借用して請状を仕替へ質入年期を継続・延長したし、このほか永代相伝に渡されるものも少くなかったのである。されば享保二年（一七一七）志摩郡（四十五ヶ村）では百姓約三千軒に対し、「遊民」約五百軒が存在している状態であった。<sup>24</sup> かかる遊民は他の史料には「遊民無高」と録され、或は筑前地方では『五反に足らぬ田畠抱たるものは遊民の類なり……是（五反）より内にては家内三人とは暮されぬ積りなり』<sup>25</sup>と云われたのであって、貧農層が無視出来ぬ数において存在するを知るのである。鎌田家の宝永―享保初年に至る質奉公人（各年約十人）も恐らくかかる貧農層より得られたのである。彼等の中には年期来るも債務を償い得ず、さらに年期を更新・継続するものも少くない程であった。<sup>26</sup>

殊に筑前怡土郡井原触の諸村については、或程度詳しく窺うことが出来るので、以下同触の状態を考察することとする。先ず同

近世農村奉公人の供給源 (一)

触のうち井原村のみについては明和九年（一七七二）における農民の土地所持量が窺えるので、それを階層別に示すと第8表の如くである。勿論これは他村との入組所持の事情が明かでないので厳密ではないが、大体の傾向として、一方に大高持百姓と、他方に

第8表 昭和9年井原村農民の土地所持量

石	高	農民数	%
1	未満	35人	17
1	石～5石	70	34
5	～10	38	18
10	～15	21	10
15	～20	10	5
20	～30	9	4
30	～40	9	4
40	～50	4	2
50	～100	5	2
100	～200	3	1
200	以上	2*	1
計		206	100

〔備考〕 井原村田畠寄帳（三名家文書）に依り作成のため含まれぬものもあつた。但し作は高不明のため、まず（その数極めて少い）\* 218石余と251石余

零細な土地所持者の広汎な存在を推察して良いであろう。しかも封建的生産関係の下では不断に危機に臨みつつ、一度凶作に襲われると直ちに行詰ってしまうのである。たとえば天明六年（一七八六）に『田畠至而損毛』するや翌七年二月に井原触では各村相当数の者が藩より「田畠仕向糧物」・「田畠仕向拝借銀」を借らなければならなかった。十二ヶ村全部については分らないが、飯場<sup>27</sup>

第 9 表

村名	取統 人数 (軒数)	貧窮 人数 (軒数)	計
飯場	52 (3)	69*(?)	121人軒 (3+?)
山北	43 (5)	79 (21)	122(26)
高上	21 (4)	36 (6)	57(10)

\* このうち3人は遊民である。  
人数の中からは乳呑子を除く。

第 10 表

	山北	高上
反	反	軒
23 ~ 20		3
15 ~ 10	5軒	3
10 ~ 10	4	
5 ~ 5	10	
5 ~ 1	2	
計	21	6

〔備考〕第9・10表とも天高御仕  
明7年2月 山北・高上村に  
上両村 山北・高上村に  
帳、村 山北・高上村に  
向 銀 願 願 願 願 願 願  
向 銀 願 願 願 願 願 願  
百 姓 の 耕 作 規 模 が 判 明 し な  
い け れ ども、

・山北・高上三ヶ村については第9表のようで、借入れを必要としない『仮成リニ取統仕向仕ル分』の者に対し、麦收穫期までに借入れを必要とする者(日数六十日分、一人一日三合宛、但し「遊民」は一日一合五勺宛借入)の方が多かったのである。しかも山北・高上両村について判明する所ではこれらの借入れを必要とする貧窮百姓の耕作規模は第10表に示すように、

第11表 寛政4年凶作時にお  
ける井原触の家数  
( ) 内の数字は取統家数  
中助合米指出の家数を示す。

村名	取家 統数	貧窮 家数
井原	19(9)	128
高末	22(15)	81
永丸	20(7)	41
王丸	8(5)	13
飯場	8(2)	19
川原	12(6)	22
西堂	5(5)	41
瑞梅寺	36(7)	35
山北	4(2)	29
雷山	9(3)	?
高上	2(2)	10
三坂	5(4)	41
計	150(67)	495
比率(%)	23(10)	77

〔備考〕「井原触村々田方虫風  
損ニ付百姓中未丑ノ四月入  
来迄粮物取統調子書上」(三  
苦家文書)に依り作成。

麦・琉球芋・大根)を借らなければ取統き得ない家が「仮成ニ取統成ル家」——此の中には助合米を出す家もあった——に比して各村共極めて多かった。表示すれば第11表のとおりで、一〇%の富裕な、云わば標準以上の層に対し、七七%という圧倒的多数の貧農層の存在を推測出来るのである。  
さらに文化十五年(一一八一)各村における高持百姓の持高は第12表の如くなつていて、表示の如く他村との掛作関係は無視出

ともかく生産力の低い地域では相当規模の耕作者でさえ常に顛落の危機をはらんでいたことを知るのである。  
さらに寛政四年(一七九二)八月に風損のため凶作となるや翌年四月麦收穫までの間粮物の貯えなく「凶年除ヶ雑穀」(粟・蕎

第12表 文化15井原触各村農民の土地所持階層別表

村名	井原	高祖	末永	王丸	飯場	川原	西堂	瑞梅寺	山北	高上	三坂	雷山	計
5石以下	47	50	27	10	12	20	17	55	17	4	24	18	301
5石～10石	31	27	17	4	12	13	10	30	6	4	7	24	185
10～20	34	36	18	10	0	7	9	5	9	6	15	9	158
20～30	17	7	3	3	0	1	10	1	3	2	6	0	53
30～40	5	2	3	1	0	0	2	0	0	0	1	0	14
40～50	3	0	2	0	0	0	1	0	1	0	1	0	8
50～100	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	13
100～200	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
200～220	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	148	123	70	28	24	41	49	91	36	16	59	51	736
他村の耕作百姓	34	27	6	32	0	1	50	0	6	18	14	12	
出奉公人	男? 女21	6 12	5 8	3 2	0	2 6	3 6	6 7	7 5	3 4	4 2	7 5	?+46 87

〔備考〕 井原触村々惣人数并高持百姓其外無高百姓調子書上帳  
(三苦家文書)により作成。

来ないにせよ、ともかく各村零細な土地所持者の多く存在せるを知り、又他村への出奉公人も多かったのである。(村内での奉公人については史料の性質上不明、最も多かったと推察する)。以上見てきた様な事情であったから、文化十二年における各村の状況を左に摘記すれば奉公人や日雇の供給層(他面には下作もする)が明かに知られると思う。

一、村中竈数百三拾軒 (井原村)

一、村中竈数百三拾軒内

拾九軒 右ハ百姓竈死目之者

三拾軒 右ハ百姓竈死目不申候得共荒仕子奉公又ハ日雇かせき等仕、牛馬等索百姓仕得不申分

四拾七軒 右ハ老反ハ八反迄仮成現作仕分

三拾軒 右ハ老反ハ式町迄現作仕分

四軒 右ハ式町五反ハ三町迄現作仕分

(高祖村) ○軒数百三軒

一、百姓之内凡九人程ハ田畠老反六反ハ老町迄持抱居申候分

一、〃拾五人程ハ六反ハ老町五反迄持抱居申候分

一、〃四拾四人程ハ纒ニ田畠老反ハ五反位迄持抱居申候分

一、〃拾七人程ハ田畠所持不仕下作成荒仕子奉公日雇稼等仕居申候分

(末永村) ○竈数六拾三軒

- 一、百姓之内四人程ハ田島耆町六反ハ式町余持抱居申候
- 一、三拾人程ハ六反ハ耆町式反迄持抱居申候
- 一、拾六人程ハ三反ハ已下少々宛所持仕居申候
- 一、拾三人程抱田島無御座奉公或ハ日雇稼等仕居申候

(王丸村) ○式拾八軒

- 一、百姓之内凡十二人程ハ田島六反位ハ耆町六反位迄持抱居申候

申候

- 一、凡十人程ハ耆反ハ五反位迄持抱居申候
- 一、六人程ハ田島所持不仕下作或ハ荒仕子奉公等仕居申候

(飯場村) ○式拾七軒

- 一、百姓之内凡八人程ハ田島九反ハ六反迄持抱居申候
- 一、七人程ハ同六反位ハ四反位迄持抱居申候
- 一、九人程ハ同式反位ハ耆反半余位迄持抱居申候
- 一、三人ハ田島等所持不仕少々下作或ハ奉公等仕居申候

(川原村) ○四拾軒

- 一、百姓之内九人程ハ六反ハ耆町四反位迄持抱居申候分
- 一、式拾八人ハ耆反ハ五反迄持抱居申候分
- 一、五人ハ田島所持不仕下作或ハ荒仕子奉公仕り居申候

(西堂村) ○四拾壹軒

- 一、百姓之内三人程ハ田島耆町六反ハ式町迄持抱居申候
- 一、百姓之内七人程ハ田島六反位ハ耆町五反迄持抱居申候

- 一、百姓之内式拾人ハ田島耆反ハ五反迄持抱居申候

- 一、拾耆人ハ田島所持不仕下作或ハ荒仕子奉公等仕居申候

(山北村) ○村中軒数三拾軒

- 一、百姓之内三人ハ田島耆町五反ハ耆町五六反迄持抱居申候

- 一、八人ハ田島八反ハ耆町四反九畝迄持抱居申候

- 一、拾九人ハ田島六畝拾六歩ハ七反九畝余迄持抱居申候

(高上村) ○軒数記載なし

- 一、百姓之内三人ハ田島耆町五反ハ三町五反迄持抱居申候

- 一、五人ハ田島八反ハ耆町四反九畝余迄持抱居申候

- 一、三人ハ田島七反九畝余以下持抱居申候

- 一、三人ハ田島所持不仕農業日雇稼等仕日々相暮シ居申候

(三坂村)

軒数五拾壹軒 西東枝郷共惣軒数

内

軒数六軒 田島三町ハ三町七反位迄所持仕候者

軒数拾四軒 耆町ハ式町位迄所持仕候者

軒数九軒 五反ハ九反位迄所持仕候者

此二口極貧窮段々御座候

軒数式拾式軒 四反以下所持仕候者

右式拾式人之者共ハ少々宛田島ハ所持仕居候へ共、奉公等仕、又ハ病身者其外耆身暮等二而、極々貧窮者共二御

座候

28)

〔備考〕右引用史料中高祖村と川原村は、村惣軒数と内容一致しないが、高祖村は、ここに掲出せられたほかに志荷商人・職人等を加えた軒数で理解が行くが、川原村については疑問が残る。尚、井原村に於ては現作、その他の村では所持（或は持抱）の文言を用いているが、現作は自作・小作に拘らず経営の面から調査したと思われる、それに対して後者は所有の点から見たとと思われる。井原村には三苦家その他の大高持百姓が存在していること明かであるから。

すなわちいずれの村にも土地を全く所持しない民衆が存在しており、彼等は荒仕子奉公・日雇稼をして生計を立て、他面では小作もしているのがあった。

以上窺った所からも明らかに近世農民層の分解の進行を知り得るのである。

もっとも文化年代は凶作が続いたと云われるから、右の史料は或は特異すぎるかも知れないけれども、恒常的に潜在するものを顕現せしめていると思われるのである。とくに井原村では、

『近年之高掛り、太ク、猶損毛、打統、キ田地持抱候百姓余分たふし候、』<sup>29)</sup>

近世農村奉公人の供給源 (一)

『打統段々損毛仕、余分百姓門目嘗シ、或ハ取統得不申、日雇稼、荒仕子奉公等余分、ニ罷出、別而井原村杯ハ浮地等余分出来仕、何分仕向居合兼申候』<sup>30)</sup>

という状態で、事実次の如くであった。

『九拾八町式反七畝七步

村方々百姓中作分

内

式町七反八畝拾歩

浮地、なし

高五拾三石八斗壹升五合

(中略)

右ハ百姓庵、目死目、請持主無御座候ニ付、作方助合等仕、下作ニ入、且又代下ケ、村切立ヲ以御上納相償候分共ニ

八町八反拾五步

請持主有之分

高百六拾壹石三斗三升八合

(中略)

右は近年旱魃損毛打統、何分百姓取統得不申、荒仕子奉公、日雇かせ等仕或ハ極老人独身等ニ而何分現作仕得不申分』<sup>31)</sup>かかる倒百姓・貧窮百姓が奉公人の供給源をなしていたことは更に福岡藩領一般について云えるのであろう。文化十四年同藩が志摩・怡土両郡の大庄屋四人に宛てた触書の中では、

『百姓之内難渋ニ指迫、無余儀家財売払色々仕組相立候、未再

第二十七卷 第二号 一〇一

応之不折拾打続不得止事、門目を倒候類ハ以前々田島一同農具、農馬、家屋舗共村方に指出、其身も荒仕子奉公又ハ日雇稼等いたし候仕組相立候儀ハ先格致方も無之次第<sup>32)</sup>候」

と云い、又同国鞍手郡四郎丸村でも、

『年来困窮之上、近年打続田方損毛仕、其年之御年貢上納差聞、田島或身、卖家財牛馬等迄売払申程之儀ニ付、追年弥困窮<sup>33)</sup>云云』

と訴えているのである。併し、かかる奉公人供給事情を以て単に凶作時の特異な現象とは云えない。井原村三苦家のみを例にとつても、近世中期以降同家に対する土地の売券・質券その他の借用証文は極めて多数に上り、困窮せる農民の不断の存在を如実に窺い得るのであるが、殊に同家の奉公人を諸種の証文・長帳によって窺うに、いずれもその奉公の理由は、『年貢未進』、『牛馬代錢差支』、『諸払』、『質請』のためであり、彼等はまさしく『諸方は錢引おひ』<sup>34)</sup>たる者であった。又種々の債務の担保に子弟或は自己の人身を「書入」しことも屢々で、債務未済の場合は実際に質奉公關係を成立せしめたのであつた。或は奉公人がその家族の『兵粮切』のため米麦の食料を借り、債務に繰入れられることも極めて多く、小作料未納分は債務として計算せられ、その他種々

雑多の債務累積し、その返済のため奉公人の子弟までが更に奉公せねばならぬことも少くない。これら奉公關係・小作關係・債務關係の癒着状態については後に考察する。

### (3) 皮 多

同じく貧農層の一部をなすものであるが、特記すべきものとして、「皮多」(穢多)について触れねばならない。彼等は封建的身分制に編みこまれてはいるが、本質的にはカースト的要素の濃厚な賤民であつた。彼等は最も不遇な地位にあり、その生活も劣悪であつた。筑前井原触における文化十五年(一八一八)の持高調査では、皮多には高持の者極めて少く、概ね無高であり、たとえ高持と雖も極めて零細である。天保十二年(一八四一)筑前宗像郡では次の如く訴えているのであつた。

『私共四ヶ村皮多中、銘々抱田島と申候而も纏宛之儀ニ御座候間、少々宛之請作も仕候得共、下賤之者ニ御座候得と、農具等之貯も無御座、迎も農業一逼にてハ、渡世取統得、不申、已前々牛馬皮取扱、兎や角相暮申候儀ニ御座候(以下略)』

されば福岡藩領では、博多商人柴藤家の支配する「革座」の下に皮革製造にあたつていたのである。しかも井原村三苦家の例では、同家の小作をもなし、小作料不納のため、その返済に年季奉<sup>35)</sup>

公することもあり、<sup>39)</sup>或は屢々田植・麦打・草取等の日雇にも雇用されているのであった。天保九年より一例を挙げれば次の如く録されている。

『七月十一日

一、正錢六百文

三雲原ノ

皮多日雇六人

皮多六人七月十一日半日雇候、賃冷飯為喰候而百文宛<sup>40)</sup>』  
そのほか豊前田川郡金田村六角家（大庄屋）においても日雇として雇用せられているが、<sup>41)</sup>いづれも給付の点を窺う処では一般の奉公人に比して低額を給せられた事實は無い。併し各地において古老に聞く所では一般に比して低劣であったと云う。なお研究を要する。<sup>42)</sup>

#### 〔4〕小作関係・債務関係と奉公人関係の癒着

さきにも触れたように、貧農層は大高持百姓の小作をなすこと多く、また米銀を借用することも屢々であった。彼等小作人の子弟は地主の手作経営の労働力として奉公したのであるが、かかる場合奉公人への給米・給銀が直接に小作料にあてられることもあった——『余米立用』の文言は多い。また小作料滞納の場合小作人の子弟や小作人自身が奉公することにより給米をもって小作料

近世農村奉公人の供給源 (一)

を償うたのであろう。井原村三苦家の安永・天明年代から一、二の事例を引用してみよう。<sup>43)</sup>

〔例1〕井原村下町の清次は三苦家のぬくもり（地名）下田九畝廿歩を小作していたが宝暦末年より明和にかけて年々余米を滞納し、また「兵糧無之」ため粃を借入れるなどして明和二年（一七六五）暮までに式斗八升余の債務を負うている。さらに明和三年暮には錢四拾目を借り受け此の利率は壹割八分（七匁二分宛）であった。その後いかになったか不明であるが安永六年（一七七七）には三苦家に十五日居の奉公に出た（給米四俵八分）。翌七年は十日居（給米三俵六分）。八年にも奉公（給米三俵貳分おそらく十日居か）に出て、九年・天明元年には日雇として錢廿目分勤めた。この間給米・給銀は債務の弁済にあてられることもあったが、一方では下作しつつ余米を滞納し、諸種の借入れを続けた。しかも前述の錢四拾目の債務も利払は僅か一ヶ年分をしたのみで明和四年より天明元年まで十五ヶ年分の利子のみでも百八匁にわたった。かくて天明元年暮には錢百六拾三匁五分・米貳俵貳斗四升の債務を負うたことになる。翌二年には廿日居の奉公に出てその給米（天明元年暮に前払）を以て差引いてもなお「七拾壹匁七分滞」とある。以下天明元・二年の奉公期間中については原史料に

第二十七卷 第二号 一〇三

近世農村奉公人の供給源 (一)

左の如く録されている。

〔天明二年〕

とらノ春給米廿日居

一、米六俵四分

岩斗三升式合 (註、岩俵ハ三斗三升)

清次

内

米式俵式斗四升ハ

年々滞余米丑ノ暮払分立用

〃三俵式斗式升式合ハ

代錢九拾壹匁八分 廿五匁かへに古借

錢の内分立用

〆六俵壹斗三升式合

給米渡シ相済

とらノ年分借シ渡ス事

(中路—天明二年中の債務種々記載あり—節季仕廻ニ借ス、牛足錢ニ借ス、酒代・兵糧代等)

〆百五拾五匁

とらノ暮払前

内

(天明三年)

百廿めハ

卯ノ年十五日居給米

残而三十五匁

滞

とらノ年ぬくもり余米

一、米式斗五升

〆右ハ書付とらノ十二月廿三日夕清次ニ相渡ス

第二十七卷 第二号 一〇四

とらノ十二月廿九日

一、米壹斗六升五合

粮米ニ借シ呉候様と申ニ付無抛相渡ス

同日夕

一、錢拾五匁ハ

諸払之由無抛相渡ス

〆米壹俵八升五合

此利 米八升三合

錢五拾匁

此利 錢拾匁

すなわち天明二年の給米を以て、これまでの余米滞納分及び債務を返済したのであるが、天明二年中も債務累積し、又余米も滞納し、翌三年の給米を以て差引いても尚多くの債務を残すに至っている事情が窺える。その後も余米の滞納(かき山畠九畝三分も小作しているようである)、債務の累積を続けており、時に日雇・家上替替などにも出て債務を差引いてはいるが、寛政七年(一七九五)の暮には元利あわせて錢百八拾壹匁・米六俵の債務になっているのである。

〔例2〕雷山村高野の伝吉は安永六年三苦家に奉公に出た。月廿五日居で給米八俵壹步式厘のきまりである。このうち安永四・五年の小作料や他家(三苦本家)への債務返済、煙草・衣類代を借り、すべてを米に換算して八俵壹步五厘四毛になり差引三厘四毛(錢にして九分五厘)の渡し過ぎとなった。さらに安永六年中も諸種の取替や小作料分(安永六・七年分)をあわせ米八俵三斗式升となった。これを安永七年分の給米八俵で差引いたが、なお三斗式

升の立米を残した。その後は奉公には来なかつたらしく、毎年利子が累積してゆく。天明元年暮には同年の小作料ともあわせて六俵式斗七升六合となり『右吉言分ハ、濟不申候、(三言)寿六算也、同人田地ノ分甚不指引ニ滞』と見えている。

かかる事例はどの家についても多く、下作証文には『世上並之毛上二候ハ、たとひ身売候而も余米少も不納仕間敷候』と約し、或は「田方仕向料」として地主より債務を負い、その返済出来ない場合は『私方子共三人御座候ニ付御借用之錢ニ相当り候程、何時も御召仕可被下候』と誓約していることも多い。

以上窺つた所からも我々は奉公人関係と小作関係・債務関係との癒着・結合の状態を知るのであろう。しかも貧農にとっては、債務といえども恩恵であつて、オヤカタに依存することによって生活し得たのである。寄生地主・高利貸資本的性格とオヤカタ的性格は一見相矛盾し対立するかの如く見えながら実際は結合・混融していたのである。この点は他の機会に井原村三苦家を例としてさらに詳しく考察してみたいと思つている。

#### (5) 土地よりの遊離——賃労働者の萌芽

前にもうかがつたように、土地を所持しない者や零細所持者の存在は明らかに認められるところである。勿論彼等の中には大高

近世農村奉公人の供給源 (一)

持の小作をする者が多かつた。しかし必ずしも小作にのみ依存してはいない。子女或は戸主自身が奉公に出て家計を補助し、さらには年季奉公であれ日雇であれ雇用労働のみ、——ないしはたとえ小作をしても、きわめて零細な小作——に依存する階層も析出されていた(一九九・一〇〇頁所引史料はそれを推察せしめる)。彼等は安良城盛昭氏の云う『「百姓身分」に属する農民が一時的にとる地位・状態<sup>47)</sup>』としての奉公人(幕府・大名領主が百姓↓下人(奉公人)↓百姓の循環を強制せしめるもの)とは性格の全く異なる者である。すなわち貧農層子女の単なる家計補助的雇用労働ではなく、生産手段たる土地から殆んど遊離・切斷せられつつ、自己の労働力を売るほかない階層の存在を認めなければならない。

たとえば久留米藩では正徳五年(一七一五)に『於村々日用取候者之類、田地少々所持仕候者、且所持不仕者も日用一遍之者、ハ有之間敷候』との禁令を出しているが、土地から遊離し日用專業の者が発生しつゝあつたと思われる。さらに安永八年(一七七九)六月には城下近村において日雇稼の者が相当あつたので、その者の帳面元(＝本貫)にかかわらず、その住所の庄屋より名付を差出し、日用札を渡すべきこと、彼等が商人になつたり、奉公(年季奉公)に出る時は日用札を回収すべきことを命じている。<sup>48)</sup>

第二十七卷 第二号 一〇五

生産手段を喪失しつつある者の進むべき道は日雇・奉公人乃至小商人よりほかなかつたわけである。或は幕末佐賀平野に広汎に存立する「雑戸」の農業労働者の性格（主に馬耕労働、半奉公<sup>50</sup> 十五日売りの通勤）については山田竜雄氏が述べられるところがあつた。また筑前地方についても前述のように享保以降名子の欠落・日雇としての流出の史料に接するが、ここでは化政期の怡土郡井原触の状態について窺つてみることにする。すなわち、文化十一年（一八一四）四月および文政三年（一八二〇）四月における井原触各村より他村へ奉公に出た男子を表示すれば第13表の通りであつた。「面役根帳」という史料の限界上村内の奉公人や女子奉公人はうかがえないが、それにもかかわらず、此等の奉公人の中には性格を異にする者の存在を見出すのである。一つは貧農層より子弟を奉公人として放出するもので、おそらく家計補助的雇用労働と云い得るであろう。云わば「農民が一時的にとる地位・状態」たる奉公人で、勿論その数は圧倒的に多い。しかし子細に窺うと右の奉公人と性格を異にする者の点在することを認め得る（明らかにその特徴を示している者をゴチック体で示した。それ以外にも推測される者がある）。すなわち世帯主であり三十〜五十台の年齢で家族をもつ者も多い（史料の性格上、男子家族のみしか分らないが）。しかも持高は無高乃至きわめて零細である。

さらに文化十一年と文政三年を対比すると前述の家計補助的奉公人では同一人が奉公を継続していることが無く（史料の性格上自村内で奉公関係あるときは表には出てこないが）、云わば百姓への復帰が推定されるわけであるが、此の型の奉公人は生活の根拠を雇用労働に依存しているためか、奉公の継続が見られるのである。もつとも彼等の中には隷属度の濃い長年奉公人もあつたかも知れない。しかし同一の村で奉公を継続していることは必ずしも同一の家で勤めたとは云えない。またたとえ長い年季にわたつていても当時の三苦家の帳簿を窺うと、毎年更新してゆく雇用形態であつた。また本表の西堂村の平次のように奉公先を変えていく者もあつたのである。

かかる型の奉公人の実態は筑前西北部の偶目せる諸史料によつても、家計補助的奉公人・日雇とは異質的な存在であつたことが明らかである。たとえば

〔例1〕井原触三坂村の久六について

「怡土郡三坂村百姓久六年恐御願申上ル口上之覚<sup>51</sup>

一、私儀抱田、島等所持不仕、貧窮ニ而荒、仕子奉公等仕、女房小供相育候処、弥増老年ニ罷成、其上身弱私ニ而何分在方之仕事難仕、貧窮之私追積り、段々借銀等出来申候へ共、何分返納之儀ハ指置、在方ニ而当日之暮方も出来不申貧窮ニ迫、無

出身村名	奉 公 人	年 度	年 令	家 族 関 係	持高(文化15)	奉 公 先	備 考
井 原	八 十 吉	A	30	(組), 弟(23才)あり	—	高祖村金竜寺	帳末には“引越”とあり 喜内名子藤十(56才, 持高5.36)雷山村へ引越  p. 108, d 参照, 肩書には引越帳末には奉公とあり
	七 郎 次	A	34	(組), 男(7才)あり	斗 58.54	三雲村新四郎	
	喜 内	A	25	(組), 弟(12才)あり	273.19	三雲村清四郎	
	辰 五 郎	A	19	(?まっ 男子)	—	井田村幸蔵	
	宇 吉	A	20	(?)せん 男子, 兼13才)あり	—	早良郡福重村金蔵	
	藤 九 郎	A	36	山伏宝明院従弟 弟(34才, 26才)あり	55.92	瑞梅寺村利右衛門	
	利 七 次	A B	40 16	組頭の名子, 男子(12才)あり (傍)五郎次いとこ	6.91 (五郎次 171.30)	山北村源蔵 三雲村伝蔵	
高 祖	利 八	A B	46 51	(傍)甚次いとこ, 弟(A41才)あり	—	末永村 末永村	面役五歩
	忠 蔵	A B	44 50	(傍)文吉いとこ	—	王丸村 王丸村	
	貞 次	A	24	(組)三郎次男子 父(70才) 兄(39才)あり	—	御家中	
	左 七	A	42	山ノ口の (傍)甚吉いとこ	—	志摩郡桜井村	
	次 八	A	49	(傍)久助	—	御家中	
	虎 吉	A	17	(傍)久太弟	—	井原村	
	藤 市	A	24	(組)喜三次いとこ	22.83	大門村	
	甚 七	A	27	(組)市次男	76.91	…	
	善 蔵	A	29	(組)七三いとこ	76.06	西堂村	
	倉 吉	A	21	(?)好蔵甥	(好蔵 86.51)	志摩郡谷村	
	市 之 介	B	16	組頭太七男子, 兄(24才, 21才, 18才)あり	(太七 138.75)	志摩郡谷村	
末 永	権 太 郎	A	16	(組)正作男子	(正作 20.38)	御家中	病身
	米 蔵	B	18	組頭次八男子, 弟(8才)あり	(次八 322.32)	姪之浜 大賀孫次	
	磯 十	B	17	(組)伊七男子	(伊七 5.23)	三雲村	
王 丸	平 助	A B	34 40	(傍)与七弟	(与七 4.865)	末永村藤市 末永村	
	兵 右 衛 門	B	21	(傍)増次男子, 兄(32才, 29才)あり	(増次 38.179)	西堂村	
川 原	清 次	A	20	組頭長助男子, 兄(26才)あり	(長助 72.36)	王丸村	
	喜 平	B	24	(傍)彦平男子	(彦平 40.58)	末永村	
西 堂	正 介	A	28	(組)儀助いとこ, 弟(26才)あり	—	井原村	p. 108, e参照
	儀 平	A	28	(組)藤市男子	(藤市 87.09)	末永村	
	八 平	A B	20 26	(組)嘉平おい	(嘉平 22.09)	千里村 千里村	
	平 次	A B	51 57	(組)	—	末永村 井原村	
	太 七	A	48	(組), 男子15才, 弟(36才)あり	53.25	井原村茂助	
	源 六	B	24	(組)次右衛門男子, 弟(14才, 7才)あり	—	大門村	
	文 右 衛 門	B	20	(組)半右衛門孫	(半右衛門 97.85)	末永村	
	兵 七	B	33	(組)源右衛門いとこ	21.02	王丸村	
太 平 次	B	43	(組)太七 弟	23.20	井原村		
三 次	B	17	(組)作平次男子	(作平次 222.17)	井原村		
瑞梅寺	惣 市	A	24	(傍)清吉甥	—	井原村	
	辰 太 平	A	19	(傍)正七男子	(正七 50.389)	井原村半九郎	
	太 八	A	24	名子太吉男子	—	西堂村円平	
	三 吉	A	20	名子吉三弟	—	志摩郡板持村和平	
	利 之 助	B	35	(傍)弥市男子	(弥市 1.085)	井原村長介	
	龜 助 蔵	B	23	(傍)正七男子, 兄(26才)あり	(正七 50.389)	井原村利介	
	清 甚 介	B	35	(傍)甚平男	(甚平 1.779)	高上村貞次	
	甚 七 助	B	26	(傍)甚吉男子, 兄(34才)あり	(甚吉 26.280)	井原村茂吉	
	太 七 助	B	29	(傍)彦作男子, 兼20才)あり	(彦作 26.992)	井原村半九郎	
儀 助	B	23	山ノ口弥吉男子か?	(弥吉 8.011)	三雲村儀介		
山 北	{ 吉 太 郎 } { (市 次) }	A B	18 24	(傍)藤市養子	(藤市 73.04)	高上村 三坂村	
	{ 吉 太 郎 } { (文 吉) }	A B	20 26	(組)吉蔵男子	(吉蔵 3.92)	王丸村 王丸村	
	与 市	A	51	(傍)藤三従弟, 男子(25才, 20才)あり	—	谷 村	
	与 助	A	20	上記 与市男子	—	三坂村	
	惣 右 衛 門	B	23	組頭(?)善介 従弟	—	井原村	
	三 吉	B	20	(傍)次男子, 兄(32才), 弟(9才)	(助次 61.14)	井原村	
高 上	清 八	A B	36 42	(組) 男子(6才), 弟(27才)あり	31.89	三坂村 三坂村	
	善 助	A	54	(傍)男子(23才, 17才)あり	22.91	大悲王院	
雷 山	利 右 衛 門	A	30	名子又次弟	(又次 13.32)	周船寺村	
	次 助	A	53	組頭利介いとこ	—	仲之坊	
	与 八 郎	B	20	(傍)翁介男子, 兄(28才)あり	(翁介 108.25)	井原村	
	善 四 郎	B	26	(傍)善五男子, 兄(30才)あり	—	三坂村	
	和 七 松	B	23	(傍)勘吉男子, 弟(10才, 7才)あり	(勘吉 88.42)	井原村	
三 坂	元 吉	A	21	庄屋惣内男子	…	御家中	
	嘉 平	A B	48 54	組頭恵吉兄	(恵吉 195.97)	井原村 井原村五平	
	半 助	A	40	(傍)半次子, 男子8才)あり	—	志摩郡潤村	
	久 助	B	25	名子久六男子	—	御家中	
	乙 助	B	16		—	御家中	

注 : A=文化11年4月, B=文政3年4月 家族関係欄の(組)=百姓組合の構成員、(傍)=組合構成員の傍系親を示す。  
すなわち、単に(組)とのみある時は此の奉公人が百姓組合の構成員たる者であり、(組)三郎次男子とか(傍)甚次いとことある時は、夫々各奉公人が百姓組合の構成員たる三郎次の男子、百姓組合の構成員の傍系親たる甚次のいとこであることを示す。

抱御屋敷方に折節罷出日雇稼等仕、幼少之小供漸々ニ而養育  
仕らせ居申候…(下略)…

文政三年辰四月

三坂村百姓

久六

早良・志摩・怡土

御郡代御役所

ここでは省いたが右の史料の奥書にも彼は抱田畠家屋敷を所持せずとあり、かくて荒仕子奉公・日雇稼(ほかに小作もしたかも知れないが)により一家の生計を立て老年に及んだ者の存在を知るのである。

〔例2〕志摩郡志登村の十作について

彼は安永二年(一七七三)六月より志登村に入込んだものであるが、

『此者池田村次六と申もの方へ年中奉公致居候処、主人と口論致、已六月比引取、当村藤兵衛方頼入込、夫が村中二段日雇取居申、翌年午ノ年ハ道格方へ日數十日致年中奉公居申候』

とあった。彼は

『出生は御国秋月御領矢永村之者ニ而有之候、遠賀郡永田村ニ入簞ニ参、百姓仕儀、妻子召連、同所立のき方々日雇取…最

近世農村奉公人の供給源 (一)

初数年(怡土・志摩)内ニ入込居申候、今出村ニも二年程も奉公致、飯  
氏村又助方へも青年居奉公致、池田次六方へも年中奉公…<sup>52)</sup>  
の後、志登村に入込んだ者であった。このように妻子をもつ壮  
年の者で転々と雇用先を変え(主人と口論し引取る程の関係)、  
また年中奉公と日雇取を転換しつつ、遊動する者もあったので  
ある。

〔例3〕那珂郡下警固村の元助

彼は安永三年(一七七四)藩主より表彰。はじめ同郡塩原村  
より転居してきたものであるが『耕作すべき田圃を持たず、日  
々人に雇れ、其賃銀を以て一日を暮し』<sup>53)</sup>、老人達(父・継母・  
叔父)を養い、その後妻をめとった。恐らく日雇によって生計  
を立てたと思われる。

かかる事例は幕末期にはかなり多いようにおもわれるが、これ  
を井原村三苦家の文化六年(一八〇九)度における奉公人の中にも  
見出せるようにおもふ。三苦家では大体各年度十人程の奉公人  
が居たようであるが、此の年度は史料の関係上八人の奉公人を知  
り得る。一応此の八人の性格をそれぞれうかがい、その中から性  
格の差異を摘出してみたい。<sup>54)</sup>

a. 清八(源太郎)……本年廿九才。父は井原村下町の惣藏。惣  
藏は寛政元年(一七八九)一惣藏三十六才の時一より三苦家に

勤めたが、寛政五年暮には約五百目の元利が滞った。そのため清八は寛政六年、十四才の時より同十年まで五年間元銭三百目の取切奉公に入った。しかし債務累積し、寛政十一・二年も質奉公、その後も累年奉公し給銭(一年式百八拾目)を以て差引き、文化五年には二十日居(給銭貳百三拾目)で勤めたが、なお三百五匁分の債務があり、本年も勤めたらしい。しかし四月には怪我をし、その後惣市という者を人代に出しているが、以後不明。文化十五年には十七石余の高持百姓。

b. 百松……a. 清八の弟。父惣蔵・兄清八の累積せる債務(奉公中の立銭)を負い、三百五十目で文化二年より七年まで六年間「質ニ相極」められた取切奉公。本年十七才。

c. 藤作……井原村下町の者。文化二年より各年度給銭貳百八拾目宛の奉公をしている。当年五十七才。本年三月には娘を亡くし、その際三苦家より五拾目を借りており、家族をもっていたことが分る。(年末には弟藤市方に不幸があり、その際も五十目を借りていて生活の余裕はない)。文化十一年には「清三組合」と見え一戸をなしており、本年もおそらく通勤の奉公人ではなかったらうか。

d. 利七……井原村下町の者。文化十一年には八郎次名子と見える。本年三十五才。家族あり。文化二年は月十日居奉公。同三年以降本年までは各年度貳百八拾目宛の給銭。翌七年には月十五日居奉公、給銭百六拾八匁。しかも年末には債務と勤不足分

計百四拾目の立銭があった。しかも此の年は他家にも奉公しており(所謂、廻り日分け奉公)、『利七義、当年長介方へ居候ニ付、長介方買掛り通帳奥之内ニ而立用払申遣、午十二月廿日夕』とあり。文化十五年には六斗九升の高を所持。

e. 孫平(太七)……西堂村の出身。本年は四十三才。家族あり。二十五日居で文化五・六年は貳百八拾目宛、同七・八年は三百目宛。文化十一年にも三苦家に奉公。文化十五年の持高は五石三斗余。

f. 寿吉……出身・年令等不明。文化五年十二月に召抱えられ、本年は二十五日居で給銭貳百七拾目。同七・八・九年も勤め各貳百八拾目宛、文化九年十二月十四日暇取。但し立銭(額不明)が残った。

g. 小平……西堂村の出身。本年貳拾壹才(文化十一年には卯作組合の儀助いとこ正介の弟)。本年は月十五日居であるが、給銭不明。公役は一切西堂村にて勤めたので半役分(米貳斗七升五合)を三苦家より与えた。兄正介は文化十一年には三苦本家に奉公している。

h. 藤吉……井田原村の出身。文化五年は給銭貳百八拾目。本年も奉公しているが給銭等不明。

右のうちf・hはその性格が明らかではない。a・bは父兄の債務を負い質物奉公Ⅱ「取切」乃至「身代金年季奉公」の形で年

少者が勤めたもの。gも貧農層子弟の家計補助的な奉公と思われる。これらに比べて、c・d・eのもつ性格は明らかに異っている。壮年の家族持でおそらく一戸の世帯主であろう。しかも持高はあつても零細である。dのように主家を変えているものもあり、eの場合でも文化九十年には他家に奉公したのかも知れぬ。彼等は零細な所持地（或は小作地も）を耕作しつつも、おそらくは雇用給錢により生計が支えられていたと思われる。

かく見てきたとき奉公人・日雇の中には土地から半ば乃至全面的に切断されつつ雇用関係に依存する階層が形成されつつあつたと見なければならぬ。もちろん彼等は諸種の出自をもつていたであろう——たとえば名子よりの転化（名子制の解体に対応）、<sup>55)</sup>本百姓からの顛落・欠落・離村等。しかもその出自と外貌の古さにもかかわらず、労働力を売るほかに存在になっていることを注目すべきであろう。それは社会経済の発展度如何、経営主・経営の性格如何では賃労働の性格を強めてゆくと思われる。

#### 〔6〕旅日雇の析出基盤

以上は村内乃至近村より得られる奉公人について考察してきたのであるが、前述のごとく、幕末当地方には領外の相当遠隔の地方より「旅日雇」が流入しており、その出身地は数地方に及んで

いる。勿論彼等の流出の原因は夫々の地方の特殊な事情が存するであろう。併しながら、これらの中でも、特に肥前島原半島及び大村地方・肥後天草は先にも指摘したごとく最も顕著な様相を示し、明治以後現在までも出稼の盛んな地方である。史料の点では未だ不充分であるが、一応同地方の村落構造に触れつつ旅日雇析出の事情を窺いたい。

まづ島原については、野村兼太郎氏編著「村明細帳の研究」所収の「肥前国高来郡村明細書」があり、年代不明の点が遺憾であるが、島原地方三十余ヶ村の状態を窺い得る良き史料である。右に依れば、各村とも戸数・人口数に比して田畑は極めて狭隘で、平均一戸凡そ二反七畝（田一・二反、畑一・六反）——一人平均田畑一反——、これを例えば筑前地方の御笠郡乙金触（十九ヶ村）の一戸平均八反六畝（田六・八反、畑一・八反）——一人平均田畑一・七反——<sup>56)</sup>、或は同国怡土郡井原触（十一ヶ村）の一戸平均九反六畝（田七・五反、畑二・一反）——一人平均田畑二・二反——<sup>57)</sup>に比ぶれば如何に耕地の不足せるかが窺えるであろう。しかも沼田や天水掛りの箇所も少からざる状態なのである。勿論右の史料に依つては所有や経営について窺うことが出来ないもので、単に平均値を出したにすぎず、島原の中でも例えば小浜の湯太夫＝本多家

(岡崎屋・駿河屋)の如き大きな経営も存在したわけであるが、かかる家は、農民の全般的な零細性・窮乏を基盤として金融・土地集積(地主経営)・榎実買集め(製蠟業)・廻漕業をなしたものである。島原村落の一例を幕末に於ける多比良村轟木名にとつて、その構造を窺つと第14表の如くであつて、零細な土地にしがみついた農民の貧窮化、而も土地を半ば遊離しつつある者の発生を知る事が出来る。此処では相当数の奉公人を雇用する程の経営は見られないであらう。又、以前の行違人には日雇あり、当年の行違人の中には蠟絞手一戸・奉公二戸中の家族二人などあつて、「行違、家なし」とあるは、全く村を離れて生活しつつある者と推察出来るのではあるまいか。轟木名は島原として決して特殊な地位にあるものではなく、むしろ島原半島の一般的な形態であることは種々の点から推察することが出来るが、かかる土地よりの半ば或は全面的な遊離者は、轟木名という狭い地域に限つて見たのでそれ程顕著ではないが、広く島原地方各地に見られた現象であらう。島原藩では文政七年八月に次の如く令達している。

『一、長崎、其外、近国、二掛ケ、無往来、ニ而、拔奉公人、兎角、止兼、候趣ニ相聞、全五人組之実意届兼候故之義と相見候、往来、急度右体之義無の様、嚴敷可為停止候、尤無、高に、而、家内、大勢之者、其、時節ニ寄村方日雇稼、一向無之及難儀節者、御定之通百、日限、

村、往来、ニ而、差出、尤家頭五人組連印を以願出候様、且其上ニ而も無往来ニ而、拔出候者無覚束候ハ、月々人別相改、不居合者直ニ人高除、家頭五人組過料可申付事

一、無高難儀者又む、当御領内ニ而、渡世難出来無抛込有之長崎、其外、近国、願出候ハ、一ヶ年限之往来相済可申上(中略)、扱亦、当御領者人高も多有之候事ニ付、家内大勢ニ而体ニ寄出、村方日雇稼一向無之及難儀候者、右被仰出之通、近国、稼之儀家頭并五人組を願出候ハ、村役人得と承届百、日限之村往来先例を以来ニ至リ其段届出候様……(以下略)<sup>59)</sup>

かくて長崎及近国への出稼を許しており、且又これまで無往来にて出る者の多かつたことも知られる。文政十三年には『稼奉公人御領内ニ而相稼て成丈他所稼不出様可致、尤無抛込有之候ハ、以前之通日数五十日迄者、庄屋を往来、切手差出、其余之分者願出、可請差図事』とあり、文政七年の「百日限」に対し「五十日迄」とはなっているが、天保年代にも『参宮并近国、稼奉公、其外無往来或贖寺往来を以致他国候者、聞々相聞候』<sup>60)</sup>状態で、

『一、稼奉公人御領内ニ而相稼他所稼無用之事、但格別無抛込合も有之候ハ、其旨委細相糺郡、出可致差、

第14表 島原多比良村轟木名の構造 (カッコ内は生活程度)

土地所持 職業	反	反	反	反				
	20 ~ 15	15 ~ 10	10 ~ 5	5 ~ 3	3反以下	無	不明	計
耕作	1 (中)	15 (中上 2) 中 5 下々 6 不明 1	26 (中 1) 下 19 極貧 6	8 (下 4) 極貧 4	6 (下々 1) 極貧 5	1 (極貧)	1 (不庄 明屋) *	58 (中上 2) 中 7 下 29 下々 2 極貧 16 不明 2
耕作・酒造				1 (上々)				1 (上々)
耕作・紺屋			1 (中)	1 (下)				2 (中 1) 下 1
耕作・大工			3 (下 2) 極貧 1	1 (極貧)	1 (極貧)			5 (下 2) 極貧 3
耕作・左官				2 (下)				2 (下)
耕作・大鋸			1 (下)					1 (下)
耕作・馬医			1 (中)		1 (中)			2 (中)
耕作・下駄作				1 (極貧)				1 (極貧)
耕作・とうふ屋 菓子口物			2 (下)		1 (下)			3 (下)
耕作・蠟油絞株		2 (上 1) 中上 1						2 (上 1) 中上 1
耕作・櫛取日雇				1 (極貧)				1 (極貧)
耕作・蠟絞手			2 (下)		1 (下)			3 (下)
絞手						1 (極貧)		1 (極貧)
日雇稼					1 (極貧)			1 (極貧)
奉公					1 (下々)			1 (下々)
素めん・酒屋米搗					1 (下々)			1 (下々)
竹細工						2 (極貧)		2 (極貧)
物貰・日雇						1 (下々)		1 (下々)
医師					1 (下)			1 (下)
行達・家なし							6 **	6 (極貧 2) 不明 4
不明							2	2 (極貧 1) 不明 1
計	1	17	36	15	14	5	9	97

\* 庄屋、但し馬を持たず、大手作はしていないと思われる (5反以上の者は大抵1・2頭以上をもっている)。

\*\* 此の内絞手 (極貧)1、耕作馬仕入 (極貧)1を含む。

〔備考〕本表は轟木名人別職業控帳 (多比良村松尾家文書) により作成。年号記載なきも文中に安政3辰年の覚あり、幕末のものと推定される。生活程度は何を基準にしたが不明であるが、原史料のまま表示した。

図、候」<sup>61)</sup>

と見えている。恐らく但書の適用は多かつたと思われる。そのほか目籠振はじめ農村小商人の発生も知るのである。<sup>62)</sup>

かかる事情は肥前半島の一般的状況であつたろう。例えば戸谷敏之氏が如実に描き出された幕領長崎浦上村山里における切支丹農民の零細土地所有＝小作＝日雇＝小商人の性格<sup>63)</sup>、或は大村領について津下剛氏が「郷村記」に依り作成せられた諸種の表を照合することに依つても知られる。戸谷氏も「郷村記」彼杵郡浦上西村の分析から、労働粗放、年貢重く且又商業作物も少いことを指摘され、氏の所謂「東北日本型名子経営」にあてられ、大村藩全体についても同様の結論が出来そうであるとされている。<sup>65)</sup>右の地方の事情が大坂まで知られていたことは山片蟠桃が次の如く書いていることから窺われる。

『承伝に肥前の国島原には城付四万石にて人十一万有、同国の大村は二万七千石にて人十三万有故に田畑至而少し、山も峯も開きて畑として尚不足成る故に、人皆漁獵織業を以世を渡る。国法大いに違つて男子三十女子二十五才に不至は婚姻する事叶はず、一村の戸数は限り在て分嫁（分嫁）する事ならず、皆如斯なれば従弟二三従弟之先は同家也、入人を禁して、出る人を

近世農村奉公人の供給源 (一)

構はず』<sup>66)</sup>

彼が如何なる資料に拠つたか不明であるが、同地方の性格を一言にして良く指摘していると思われるのである。

天草についても島原と同様の事情であつて、森克己氏の研究によれば元禄四年より安政三年まで（一六九一—一八五六）の間に天草の人口が約三・四倍に増加したのに、高は一・〇八倍しか増加していないし、高浜村を例にとられた所では、人口が約四倍に増加しているのに高は一・三倍しか増加していないのであり、天草からの他国出稼について綿密に述べられる所があつた。<sup>67)</sup>また中村正夫氏が赤崎について見られた所によると、万治二年（一六五九）の検地では反別二十一町余であるが、新田畑を開発して明治元年には約三十三町であり、これに対し戸口・人口は終始一貫して増加の趨勢が見られ、万治二年四三戸、正徳三年（一七一三）六一戸・四一五人、明治元年二九六戸・一六〇一人となつて、高持百姓一戸の平均所持高は万治の約五反に対し、明治元年には約一・二反という零細化を結果したといわれる。<sup>68)</sup>もちろん繩延や見取地が相当あつたにせよ、人口の増加数が飛躍的で農家の零細化が著しかったことは銘記されねばならない。<sup>69)</sup>筆者が寛政・文化・天保年代の村明細帳より窺つた十数ヶ村の一戸あたり平均田畑所

第二十七卷 第二号 一一一

持量を算出すると（史料の性質上階層別には窺い得ない）、福連木村の四・七反、大江村の三・八反を除いてはおおむね二反前後にある<sup>70)</sup>。さらに簡単には「天草郡史料」（第一輯）に収められた約九十ヶ村について、その田畑、山畑数と戸数・人口数を対照すれば、屢々云われるごとく『所不応多人数の場所』、『御高不相応多人数』の地であることが余りにも明瞭であろう。

第 15 表

田畑	赤崎村 (寛政・享和初)		楠浦村 (天保3年)	
	石斗	平均	石斗	程
上田	2.5	1.62	3.2	程
中田	2.0		2.9	〃
下田	1.5		2.0	〃
下々田	1.3		1.5	〃
三下田	0.8		1.0	〃
見取			0.75	〃
畑	上畑, 唐芋	800斤	上・中・下平均	
	中畑, 〃	500〃	石	0.84 程
	下畑, 〃	300〃	小麦	0.38 〃
			唐芋	斤 程
			上作	800 〃
			中作	600 〃
			下作	400 〃

〔備考〕 赤崎村は中村正夫、天草村落の研究（一）所収史料、楠浦村は天保3年楠浦村明細帳控（宗像家文書）より作成。

しかも戸谷敏之氏の指摘される所では、平年の反当收穫量が上田でさえ九斗六升二合で年貢もきわめて重い<sup>71)</sup>。また反量収量については赤崎村と楠浦村を表示すれば（楠浦村の田は「上作之節」のもの）第15表のとおりで、しかも天草各村いづれも下田以下がきわめて多いのである。さらに

『野山嶮岨ニ而土地悪舗、谷間・迫間之地所勝ニ有之、両毛作之、田地少、其上郡一円之離島ニ御座候得共、川文短、水元間近ニ御座候故、僅之早ニも及渴水ニ、田地用水ニ不足仕、百姓困窮之場所柄云々』<sup>73)</sup>

と云われ、不断に凶作の危機が存在するのであった。かかる状態であったから木場作は広く行われ唐芋（甘藷）により辛うじて生活が支えられたのである。

ことに幕末各村とも、名子はともかくとして、無高水吞層が広汎に存在していたことは第16表のごとくであった。しかも高持の農民と雖も極めて零細であったことは「宗旨改踏絵帳」に録された各人の持高によっても推察出来るのである。また各明細帳には特筆すべき作間稼も何ら録されていない。<sup>74)</sup>

更に家族構成を窺うと、一戸のうちに子女の数も多いが、そのほか傍系親を極めて多数含んでいるのである。崎津村については

第16表 天草村落の構成

年 代	村 名	本 姓	無高 水吞	名 子	漁 師	家 数 (計)
寛政元(1789)	都 呂	52 <sup>軒</sup>	46 <sup>軒</sup>	40	0 <sup>軒</sup>	138 <sup>軒</sup>
"	福連木	20	14	10	0	44
"	下深津江	40	36	15	0	91
"	小田床	20	16	8	0	44
"	高 浜	122	130	70	0	322
"	大 江	80	45	35	57	217
"	今 富	60	54	35	0	149
"	崎 津	15	12	0	110	137
文化2(1805)	福連木	32	10	11	0	53
天保3(1832)	楠 浦	121	112	0	79	312
天保9(1838)	上野原	64	15	0	0	79
"	二 江	227	106	0	122	456
"	城木場	105	22	0	0	127
"	福連木	53	43	20	0	116

〔備考〕 出典——注(70)に同じ。

寛政以降明治初年に至る「宗旨改踏絵帳」<sup>75)</sup>によってその事情を窺えるのであって、文化二年の分二冊を例にとると、戸主総数二〇三人に対し、女房九七人、直系親四八一人、傍系親一五〇一人に  
なっている。勿論踏絵帳の記載法と実際の生活単位とは一致して  
いないかも知れぬ。又女房数などから見ると婚姻形態についても

近世農村奉公人の供給源 (一)

研究を要すると思われる。けれども踏絵帳記載の傍系親が村の一戸前に取扱われないことは他の史料からも明らかであり、当年の行違人五人中三人が傍系親によって占められていることは、此の層が流出を余儀なくされている事情を知るのである。これは単に漁村崎津村の特殊事情でなく、高浜村累年の宗旨改踏絵帳(上田家文書)についても一見して同様の事情を見出すであろう。

右に窺った事情から同地方は一般に貧窮が支配せざるを得ないのであって、農民は事起る毎に債務を負い、『借銀相増末々百姓共相統難相成』<sup>77)</sup>き状態で土地を売却・質入し、小作関係に入るのであった。殊に小作関係に於ては「作半」・「稲分け」と称せられる刈分小作が一般的に行われ、農民の地位の低劣さを示しているのである。<sup>78)</sup>このため代官所は屢々「相統方仕法」なる売渡・質入田畑の請返しを中心とする高持農民の維持・小作農民保護策を行っている程であった。<sup>79)</sup>

されば既に延宝元年(一六七三)には往来手形を以て長崎奉公人が出で始め<sup>80)</sup>森克己氏は正徳五年の長崎奉公往来切手を見出されており、以後長崎のみならず他国へも多く奉公に出るに至り、高浜村では明和七年(一七七〇)以降の踏絵帳に依るも多数の行違人が出で、これらはすべて無高乃至極めて零細な土地所持者の家

族であったが、家族のほか戸主も多かった事を指摘されたのであつた。<sup>81)</sup> 代官所では寛政二年(一七九〇)に関東筋への移民を募つたこともあつたが、<sup>82)</sup> 文政四年(一八二二)九月には次の如く令している。

『一、去年一体ニ作物不宜候間、諸事格別ニ儉約いたし村小入用精々令減少、男女共ニ他国稼ニ罷出度旨申出候ハ、定之通大庄屋無連々稼往来相渡、来春夫食不足ニ無之様村役之もの深切ニ世話可致候

但長崎奉公人之儀稼中者宜敷哉ニ候得共、帰国上百姓ニ立展り兼、食味を始衣類はきものニ至迄自然と町人風ニ相成……(中略)……可成丈町奉公不為致、肥後・筑前・日向、辺人不足之場所ニ稼ニ罷出候様世話可致候<sup>83)</sup>』

ここではむしろ他国稼を奨めているようにさえ窺われ、殊に肥後・筑前・日向への出稼を奨励しているのは注目すべきであろう。文政十年八月には

『百姓・町人之内困窮者之兄弟并悍娘等他国に奉公稼ニ差遣候者ハ、親類并五人組之者にも申聞、村役人に申出、往来切手請取之可差遣候<sup>84)</sup>』

と令し、又文政十三年に風損のため農民困窮するや、

『(前略)次男三男並に子供に至迄他国日雇稼奉公等に差出難儀を凌候様可致候 但奉公稼往来之儀は定例之外日限差延一ヶ年稼にも致無滞可差出候<sup>85)</sup>』

『 百姓共他国出往来之儀

奉公稼  
稼往来

右者大庄屋ノ日限見斗一ヶ年限迄可差出候、右之外一切他国出往来共御役所ノ出之候間可願出候

寅十二月

右被仰渡之趣承知奉畏候、依之御請書奉差上候、以上

文政十三寅年

富岡御役所  
十二月 百姓代  
年 寄 庄屋

86)

と見え、その他「長崎奉公人」や「長崎へ為稼の罷越し候者」と並んで「郡中ノ他国稼ニ稼出候奉公人」は諸史料に散見し、具体的事例も多く挙げる事が出来るのであって、出稼が当然普通の現象として郡出入の恒常的な流が存在していたことを知るのである。殊に文化以前には長崎奉公人に関する記録が多いが、文化以後は之と共に他国稼に関する記録に多く接するのであり、それに照応



- (11) 小倉藩人番改帳 (大日本近世史料) に散見する。
- (12) 前掲拙稿、近世北九州農村における質奉公人、参照。
- (13) 同右、八七—八九頁参照。
- (14) 承応三年生葉郡山北村一五歳以上人数御改之御帳 (河北家文書)。
- (15) 慶安元年生葉郡之内山北村御物成子ノ御年貢割付 (同右)。
- (16) 明暦三年生葉郡山北村草臥百姓統百生帳 (同右)。なお承応一—万治四年生葉郡山北村五歳以上人数改帳には村の出入人が分るが、万治四年まで両人とも帰村せる模様なし。
- (17) 寛文十一年生葉郡山北村百姓草臥申ニ付御訴訟申上書付御帳 (同右)。
- (18) 基肆養父実記 (日本農民史料聚粹第六卷所収) 四三九頁。
- (19) 同右、三七二頁。
- (20) 同右、三三三頁。
- (21) 同右、四〇七—四一一頁。なお三八四頁参照。
- (22) 同右、四二四頁。
- (23) 大福段、田島永代質取申帳 (鎌田家文書)。
- (24) 享保二年志摩郡村々田島敬高万記録帳 (同右)。
- (25) 田法雑話、巻之中 (近世地方経済史料第一巻、二一八頁)。
- (26) 前掲拙稿、質奉公人一〇三—一八頁参照。
- (27) 各村毎の借入銀額は天明七年二月末ノ春、田島仕向銀拝借村々引附帳 (三苦家文書) により明らかである。
- (28) 文化十二年井原村抱田島惣敬数浮地并請持主有之分現作仕得不申分其外御山坪数田方水掛り農事共書上帳。その他の村は各村の文化十二年山田島人調子書上帳に依る。
- (29) (31) 文化十二年井原村右同書。
- (30) 口上書一通 (三苦家文書)。
- (32) 文化十四年丑四月触書 (同右)
- (33) 文化十五年四郎丸村庄屋惣右衛門乍恐申上ル口上之覚 (古野家文書、九州文化史研究所蔵)。
- (34) 寛保二年請合申書物之事 (三苦家文書)。
- (35) 井原触村々惣人数并高持百姓其外無高百姓調子書上帳 (三苦家文書)。なお安政五年九月嘉麻穂波村々皮多庄屋□乍恐御願奉申上ル口上之覚 (有松家文書) では、皮多が田地を召抱えていても「其村々ニおいても撰ひ出し之願除之悪作」であり、下作もしていたが「年柄零落ニ指及、最早立行不申」と訴えている。
- (36) 天保十二年諸願書控帳 (楠野家文書)。
- (37) 筑前国革座記録 (九州大学経済史研究室蔵)。
- (38) 各年度の下作付帳の下作人名に「か、わノ某」と見えている。
- (39) 一例を挙げると、

三雲原 皮ノ長平

弘化四未年二十五日居

一、給錢三百四拾目

内 米六俵ハ 代式百五拾目五分

右ハ当年年三雲村分野間定米之内右之通不納致居候

分米ノ給錢ニ立ル

(弘化四年下人給錢渡方帳、三苦家文書)。

(40) 天保九年米錢指引帳 (三苦家文書)。

(41) 安政五・六年家類勤務諸人日雇諸控帳 (六角家文書)。

(42) 金田平一郎氏が「幕府の方針は所謂賤民に良民の奉公人たる

の能力を認めずとの原則」あつた事を指摘されているのは注

意すべきである (徳川時代に於ける雇備法の研究、国家学会

雑誌第四一巻七号)。幕法は穢多が百姓・町人へ奉公に出るを

禁じた (例えば徳川禁令考後聚、第二帙、六九四頁) が、当

地方農村では雇用せられていること本文の通りである。

(43) 以下、米錢指引帳 (三苦家文書) による。

(44) 天明八年抱分下作附帳 (同右) では、ぬくもり下田九畝廿分

(余米志俵)、かき山下畠三畝 (定、五升) の下作をしてい

る。

(45) 明和八年高祖村百姓久次下作請合仕上ル書物之事 (同右)。

(46) 文化八年三坂村次郎作田方仕向として借用仕証文之事 (同

近世農村奉公人の供給源 (一)

右)。

(47) 安良城盛昭著、幕藩体制社会の成立と構造一六一頁。

(48) 正徳五年未二月、奉公人日用取之儀ニ付御書出シ (矢賀部文書)。

(49) 安永八年亥正月 (起)、御用状写帳 (河北家文書)。

(50) 山田竜雄、幕末佐賀平野における雑戸について (郷土研究第九

号)。なお大江志乃夫、改革政治 (宝暦) の農民政策 (熊本史学第五号) 四一頁参照。

(51) 三苦文書。もつとも此の史料は女房・忰二人の家中奉公の願

書として出されたもの (第13表の久助・乙助は彼の忰) で

あるが、雇用主の性格はともかく、土地を所持せず奉公のみ

に依存している者の存在は注意すべきであろう。

(52) 志摩郡志登村中村家文書。

(53) 筑前国孝子良民伝統篇下 (県史資料統第一輯、一五五頁)。

筑前国孝子良民伝、同統篇、筑紫遺愛等には幕末まで此の種

の事例多い。史料の価値は限界があるが、民衆の生活につい

ての記載は相当信頼し得るであろう。

(54) 米錢指引帳による。なお年令・家族については文化十一年面

役根帳、持高については、文化十五年村々惣人数并高持百姓

其外高無百姓 [調子書上帳による]。

(55) 前掲 [例一] 久六は面役根帳によれば名子である。此の時期

第二十七卷 第二号 一一七

には名子主の強力な庇護はすでに消滅していた。

(56) 御笠郡乙金触村々明細帳(仮題)(高原家文書)。

(57) 文化九年井原触村々田島高軒数人馬并氏神其外道筋提共書上帳(三苦家文書)。

(58) 文政七年村々百姓相続方ニ付被仰出候御口達書写并窺書共(松尾家文書)。

(59) 文政十三年取締向并心得方ヶ条書(同右)。

(60) 村町御取締ヶ条書(九州文化史研究所、元山文庫)。

(62) 前注(59)、及、村方号令纂集便覧(松尾家文書)。

(63) 切支丹農民の経済生活。

(64) 徳川時代農村調査の一例——大村藩郷村記の研究(津下剛著、近代日本農史研究所収)。

(65) 近世農業経営史論、六六一—六八頁。

(66) 一致共和対策弁(近世社会経済叢書第五卷、二九八・九頁)。

(67) 天草の海外出稼女の研究(九州文化史研究所紀要第二号)。

もっとも高は実質より遊離して固定的なものであることは注意すべきである。

(68) 天草村落の研究(一)(熊本大学教育学部紀要第七号)。

(69) 中村、前掲稿。伊藤博、天草諸島の人口(地理論叢第十輯)、

松垣元吉、近世天草の人口問題(九州文化史研究所紀要第二号)を参照せよ。

(70) 文化元・二年肥後国天草郡福連木明細帳(尾上家文書)、寛政元酉年大江組手鑑(大江村、松浦家文書)、天保三辰年楠浦村明細帳控(以下は松田唯雄氏写本)、天保九年上野原明細帳、同年井手組二江村明細帳、同年井手組六ヶ村明細帳。

(71) 戸谷敏之、前掲書、六八頁。

(72) 最近でも天草の反当収量は低く、たとえば昭和十年熊本県統計書によるも粳米一・五六六石、糯米一・四八三石の低さである。

(73) 文化四年肥後国天草郡村々御手当定免伺書(松垣元吉、前掲稿より引用)。なお一毛作田は昭和十年でも全田地の三〇%に及ぶ(熊本県統計書)。

(74) 形式的文言であるが『所稼之儀、男者作間ニ薪取り、女者作間ニ布木綿織リ申候』とあるのが多い。長崎への薪炭供給もなされた(伊藤清、前掲稿)。

(75) 崎津村庄屋文書(九州文化史研究所々蔵)。此の史料の分析は藤本隆士氏より援助を受けた。感謝の意を表する。

(76) たとえば福連木村尾上家累年の大福万貸附帳、御勘定所御用達石本家(御領村)累年の銀貸帳等の如き、その事情をもつ

とも良く窺えるであろう。石本家については、拙稿、幕末期  
辺境における村方商人Ⅱ地主の雇用関係（経済学研究第二三  
巻三・四号）二七〇頁、注(1)にあげた諸論文を参照。

(77)文化八年当未年分其外御取斗方被仰渡御書附之請書（上  
田家文書）。

(78)最近まで天草郡の大部に刈分小作が行われた。土屋喬雄編、  
大正十年府県別小作慣行調査集成、下、七〇三・四頁。尾上  
家・石本家文書には刈分に関する史料多し。藤本隆士、石本  
家の土地経営（九州文化史研究所紀要第三・四合併号）、同、近  
世天草における商人地主の形成について（福岡大学商学論叢  
第二巻第一号）参照。

(79)相続方仕法については、天草郡史料、第一輯、三六四―四一  
七頁、四二〇―四三六頁。とくに服藤弘司、石本家と寛政八  
年の「相続方仕法」参照。

(80)松田唯雄、天草近代年譜、七七頁。

(81)森克己、前掲稿。

(82)寛政二年戊万覚（安永二ヶ寛政十二迄年々御用万覚所収）〔本  
渡町、木山家文書〕。

(83)御用触写帳抜書（同右）、辰巳午御用触書留帳（高浜村、上  
田家文書）。

(84)御用触写帳抜書（同右）。

近世農村奉公人の供給源（一）

(86)文久三年中原氏古書類写（同右）。

(87)以上、文久二年戊十月出職・出稼・奉公人取扱方願書（上田  
家文書）による。

(88)なお、中村正夫、徳川期天草島における出稼の諸相（熊本大  
学教育学部紀要第五号）参照。

（未完）